

第 118 回 科学技術部	資料 2 - 2
令和 2 年 12 月 9 日	

## 厚生労働科学研究の成果のまとめ (平成 31 年度／令和元年度※)

※以下、「令和元年度」と記載します。

本資料は、「厚生労働科学研究の成果に関する評価（平成 31 年度／令和元年度報告書）」を作成するにあたり、各研究事業の担当部局・課室において作成した成果等を取りまとめたものです。なお、各研究事業の成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、各研究事業の事後評価委員会委員が確認した記載内容となっています。

令和 2 年 12 月

厚生労働省

# 目 次

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧	4
2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）	5
<u>I. 行政政策研究分野</u>	
1. 政策科学総合研究事業	
（1）政策科学推進研究事業	5
（2）統計情報総合研究事業	8
（3）臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	11
（4）倫理的法的社会的課題研究事業	14
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	17
3. 厚生労働科学特別研究事業	21
<u>II. 疾病・障害対策研究分野</u>	
1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	
（1）健やか次世代育成総合研究事業	29
2. がん対策推進総合研究事業	
（1）がん政策研究事業	33
3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業	
（1）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	37
（2）女性の健康の包括的支援政策研究事業	40
（3）難治性疾患等政策研究事業	44
（4）腎疾患政策研究事業	47
（5）免疫アレルギー疾患政策研究事業	51
（6）移植医療基盤整備研究事業	55
（7）慢性の痛み政策研究事業	60
4. 長寿・障害総合研究事業	
（1）長寿科学政策研究事業	63
（2）認知症政策研究事業	67
（3）障害者政策総合研究事業	71
5. 感染症対策総合研究事業	
（1）新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	76
（2）エイズ対策政策研究事業	80
（3）肝炎等克服政策研究事業	83

### Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業	88
2. 労働安全衛生総合研究事業	94
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	97
(2) カネミ油症に関する研究事業	101
(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	104
(4) 化学物質リスク研究事業	110
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	115

# 1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧

## I. 行政政策研究分野

政策科学推進研究事業  
統計情報総合研究事業  
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業  
倫理的法的社会的課題研究事業  
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業  
厚生労働科学特別研究事業

## II. 疾病・障害対策研究分野

健やか次世代育成総合研究事業  
がん政策研究事業  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
女性の健康の包括的支援政策研究事業  
難治性疾患政策研究事業  
腎疾患政策研究事業  
免疫アレルギー疾患等政策研究事業  
移植医療基盤整備研究事業  
慢性の痛み政策研究事業  
長寿科学政策研究事業  
認知症政策研究事業  
障害者政策総合研究事業  
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業  
エイズ対策政策研究事業  
肝炎等克服政策研究事業

## III. 健康安全確保総合研究分野

地域医療基盤開発推進研究事業  
労働安全衛生総合研究事業  
食品の安全確保推進研究事業  
カネミ油症に関する研究事業  
医薬品・医療機器品等レギュラトリーサイエンス政策研究事業  
化学物質リスク研究事業  
健康安全・危機管理対策総合研究事業

## 2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）

### 1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	政策科学推進研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（総合政策担当）政策立案・評価担当参事官室
関係部局	医政局、子ども家庭局、社会・援護局、保険局、年金局、政策統括官（総合政策担当）、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

### 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	294,814	20	18
平成 30 年度	354,545	20	20
令和元年度	340,909	22	21

### 3. 研究事業の目的

本研究事業は、社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、各社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施策立案の実施を目標とする。

### 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査」（平成 30 年～令和元年度）では、計量経済学的手法で年金受給者の所得分布や就業行動を分析し、令和 2 年年金制度改正において、在職高齢年金制度や被用者保険の適用範囲にかかる政策決定に際しての有識者による議論のために活用された。 ・「医薬品・医療機器等の費用対効果評価における公的分析と公的意思決定方法に関する研究」（令和元年度）では、医薬品・医療機器の費用対効果評価に関して、報告様式を作成し、企業分析の報告様式として使用が開始された。 ・「地域の実情に応じた自殺対策推進のための包括的支援モデルの構築と展開方策に関する研究」（平成 29 年～令和元年度）では政策研究、疫学研究、訪問調査研究など多様な研究手法を用い課題やその対策を検討し、開催した国際フォーラムでの討議も踏まえ、自殺対策推進のための包括的支援モデルを提示した。
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
14	67	21	3	39	27	0	0	0	0

## 5. 研究成果の評価

<b>必要性 の観点 から</b>	<p>経済のグローバル化の進展、雇用環境の変化、人口減少及び高齢化による生産年齢人口の減少、世帯や家族のあり方の変化等、社会・経済構造の大きな変化が起こる中、社会保障にかかる費用は増大し、社会保障のあり方が問われている。社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度とするよう不断の見直しを行っていくことは、未来への投資につながるものであり、我が国の経済社会にとって最重要の課題の1つである。その中で医療、介護、福祉、雇用、年金などの各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化に努めつつ、経済を支え、経済成長に貢献する社会保障制度を構築するための研究を推進する必要がある。また近年、エビデンス（科学的根拠）に基づいて、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが求められていることから、社会保障施策立案に資する専門的・実務的観点から必要性の高い理論的・実証的研究が実施されている。</p>
<b>効率性 の観点 から</b>	<p>本事業の研究課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高いものを取り上げている。それぞれの施策の科学的根拠とするため、より明確に目標達成管理を行っている。</p> <p>また、事前評価・中間評価等各段階で外部有識者から構成される評価委員会で適切な研究評価を行うことで、効率よく、優れた研究が採択・実施されている。</p>
<b>有効性 の観点 から</b>	<p>少子高齢化・国際化をふまえた人口推計、医療・介護データ利活用推進とそのための人材育成、医療資源の効率化や児童虐待・自殺対策等に資する科学的根拠の創出等、少子化、医療、介護、社会福祉、年金等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用される研究が実施されている。</p>

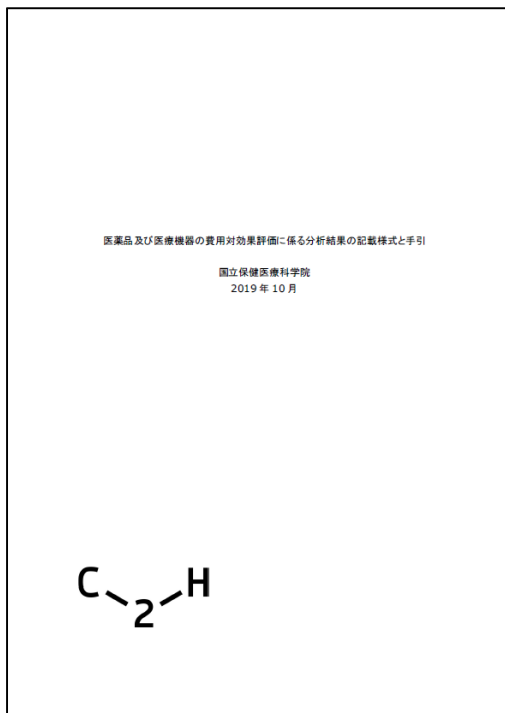
## 6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、引き続き持続可能かつ適切な社会保障制度の構築に資する研究を実施する。特に令和3年度は、医療・介護・福祉・年金等の効率化・最適化に資する研究や戦没者遺族等への援護に資する研究等を実施する予定である。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

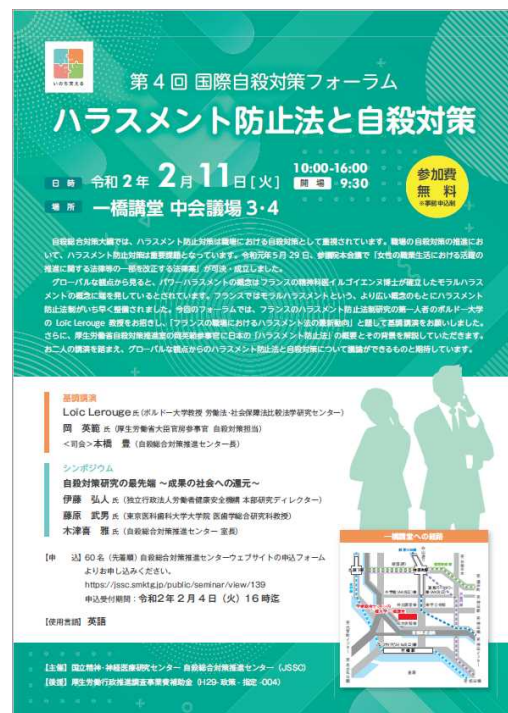
「医薬品・医療機器等の費用対効果評価における公的分析と公的意思決定方法に関する研究」（令和元年度）

医薬品・医療機器の費用対効果評価に関して、報告様式を作成した。



「地域の実情に応じた自殺対策推進のための包括的支援モデルの構築と展開方策に関する研究」（平成29年～令和元年度）

第4回国際自殺対策フォーラムを開催し、グローバルな観点から自殺対策推進について討議した。



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	統計情報総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	21,885	15	10
平成 30 年度	22,884	15	9
令和元年度	23,413	13	8

## 3. 研究事業の目的

本研究事業では、社会保障をとりまく状況が大きく変化している中、統計データを活用し、変化に対応した政策の企画立案を適切に行うためのエビデンス（科学的根拠）の創出につなげ、医療・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題の解決に貢献することを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

### （1）概要

#### ① 目的とする成果が十分に得られた事例

医療・介護連携を促進するための国際生活機能分類を用いた評価と情報共有の仕組みの構築（平成 30 年度～令和元年度）においては、ICF の使用を支援するアプリケーション及び e-ラーニングツールの作成及び評価を行い、ICD-11 V 章と整合性を検証し、社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会生活機能分類普及推進検討ワーキンググループの資料として提出された。

保健・医療関連行為に関する国際分類の我が国への適用のための研究（平成 30 年度～令和 2 年度）においては、WHO から依頼された ICHI フィールドテストを実施し、参加国トップの回答数を提示し、ICHI の作成における日本の貢献度を諸外国に示した。

#### ② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

「リンケージデータだからこそ示すことのできる要介護発生前から死亡までの軌跡—要介護発生の背景、医療介護費用に着目して」においては、レビュー及び分析について十分な成果が得られなかった。



(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

<b>必要性 の観点 から</b>	<p>社会保障に関連する状況が刻々と変化している中で、持続可能な社会保障制度を構築するための政策立案は喫緊の課題であり続けている。その中で、近年科学的根拠（エビデンス）に基づいた政策立案の必要性は高まっており、根拠を示す統計データの利活用は不可欠である。本事業は我が国が直面する課題に関して、現状の統計データを活用したエビデンスを示すとともに、政策評価にも資するよりよいエビデンスを創出するための重要な事業であると考えられる。</p> <p>また、WHO が作成する国際統計分類の改善への協力という国際貢献や、これらの分類の我が国での適用やこれを用いたデータの国際機関への提供に関する課題解決に資する研究を行っているという観点でも重要な事業であると考えられる。</p>
<b>効率性 の観点 から</b>	<p>研究は事前評価委員の審査を受けて採択され、毎年中間・事後評価委員会で評価がなされている。これらの評価を踏まえて、年度始めに各研究者への助言を行っている。</p> <p>公募課題においては、課題決定、採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局と調整の上、施策の推進に重要性の高いものを取り上げてきた。</p>
<b>有効性 の観点 から</b>	<p>妥当性の高い統計データの作成に関する知見および国際比較可能性の向上に直結する知見が得られるようにすることで、種々の政策、特に保健医療政策立案に関して貢献している。</p> <p>また、研究結果から得られた我が国の知見を生かして、WHO が進めている国際統計分類の開発・改善に協力しており、国際貢献という視点からも本事業の有効性は高いと考える。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能な社会保障制度を構築するために、政策評価に必要なエビデンスを生むために有効な研究課題を推進することが重要であり、今後も厚生労働統計の効果的な実施および有効性の確保を図りながら、国民生活の向上に真に寄与するためにより効率のよい統計調査を設計していく必要がある。

令和元年度では国際統計分類の開発や活用に関して、基礎資料の提供や有効なツールの開発を行った。令和3年度には、国際統計分類の国内導入、普及のための具体的な検証を、国際的な動向も踏まえて進める予定である。また、統計調査については、既存の利活用を推進する上での知見を集めるとともに、今後効率よく集計するための研究について推進していく。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

医療・介護連携を促進するための国際生活機能分類を用いた評価と情報共有の仕組みの構築（平成30年度～令和元年度）

フィールドテスト班	
目標	・国内でのフィールドテスト実施に必要な資料案の作成 (案案作成/実施/エビデンス収集、妥当性検証及び評価)
作業報告	- ICD-11 V章の各項目の情報収集方法の検討と案案の作成 - ICD-11 V章に関連する臨床ツールのエビデンス収集 - ICD-11 V章の簡潔で直感的な説明文作成のためのコンセンサスミーティング開催 - ICD-11 V章の採点リファレンスガイドの草案作成
成果	- ICD-11 V章の各項目の情報収集手法の確定 - ICD-11 V章の臨床ツールの一つである簡潔で直感的な説明文の作成
今後の予定	- ICD-11 V章の採点リファレンスガイドの作成および採点の検査信頼性の検討 - ICD-11 V章の有用性、妥当性検証のためのフィールドテスト - ICD-11 V章の臨床での使用を促進するための支援ツールの作成

第10回 社会政策推進委員会 統計・分析・生活機能分類研究部 資料2-1

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	臨床研究等 ICT 基盤構築 ・ 人工知能実装研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	334,907	44	23
平成 30 年度	459,161	29	28
令和元年度	1,590,360	31	22

令和元年度の予算額、採択件数は、当初予算（357,023 千円、18 件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program: PRISM）からの配分額（1,233,337 千円、4 件）の合算である。

## 3. 研究事業の目的

本研究事業では、健康・医療分野における ICT インフラの整備によるデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠を得ること、及び健康医療分野における AI 技術の活用を促進する環境を整備し、患者・国民の個々の特性に応じた適切かつ迅速な医療を実現することを目標とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「介護施設入居高齢者等の疾病の早期発見・重症化予防を AI を活用して行う実証研究（平成 29 年度～令和元年度）」については、生体センサー等を用いて高齢者の睡眠や生活パターン等から予後予測の解析可能性を検証し、また、介護提供組織の体制・風土の解析や非専門職でも実施可能な認知症リスクスコア評価尺度等を開発した。</li> <li>「AI 技術を用いた手術支援システムの基盤を確立するための研究（平成 29～令和元年度）」については、AI 技術を用いた手術支援システム開発のためのシミュレーターを構築するとともに、「スマート治療室に導入されるアプリケーションに関するガイドライン（案）」等を策定した。</li> <li>「ICT を活用した医師に対する支援方策の策定のための研究（平成 30 年度～令和元年度）」については、医療現場における ICT を用いた支援策を行うにあたっ</li> </ul>

ての課題、システム構成等の要件を整理した。オンライン診療に関する事例調査等を実施し、これらを基にした解説資料は、昨年度本研究班で作成した指針用資料とともに、厚生労働省の指針習得用 e-Learning に活用された。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html)

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

AI の活用による医療・介護従事者の負担軽減を可能にするための手法の確立を目指した研究などでは、一定の傾向を示唆する結果は得られたものの、サンプル数の少なさなどから、真の効果が得られたか疑問が残る事例もあった。

海外動向調査等は、コロナ禍の影響により当初の計画よりも遅延し、想定していた結果が得られない事例もあった。

(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
16	40	5	0	19	8	1	1	3	4

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究は健康・医療分野の大規模データの分析により医療の質向上、均てん化、診療支援基盤の構築を推進するものである。膨大な医療データを収集・解析し効果的かつ個人に最適な医療を提供できる医療体制基盤を整備するために、重要な研究である。
効率性 の観点 から	本研究事業の研究採択は事前評価委員会の評価によって決定される。また研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図っている。各段階で外部有識者から構成される評価委員会で研究評価を行うことで、効率的な研究を推進している。
有効性 の観点 から	本研究成果は健康保健医療分野における膨大なデータ分析を効率的・効果的に解析する技術の確立、および医療の質の向上、さらに保健医療データを利活用する基盤となるものである。また、平成 29 年より「データヘルス推進本部」、平成 30 年より「保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム」が設置され、健康・医療・介護分野における医療情報を連結した ICT システム構築や AI 実装に向けた取組みが開始された。本事業は、これらを踏まえた政策を検討する際に貢献するものとする。

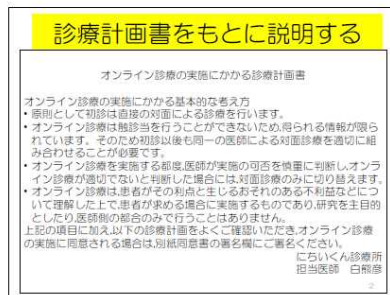
## 6. 改善すべき点及び今後の課題

コロナ禍で我が国の遅れは明らかになったものの、デジタル化は急速に進展しており、厚生労働省でもデータヘルス改革集中改革プランが進められている。保健・医療分野における ICT・AI 開発に求められる環境整備に関する研究のほか、ICT・AI を活用した現場の負担軽減に関する研究が求められる。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「ICT を活用した医師に対する支援方策の策定のための研究（平成 30 年度～令和元年度）」

e Learning 用資料



これは実際の診療計画書の1例です。  
この診療計画書例では冒頭に、オンライン診療についての基本的な考え方が記されています。

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	倫理的法的社会的課題研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房厚生科学課
関係部局	なし

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	4,992	2	1
平成 30 年度	12,250	4	2
令和元年度	7,250	1	1

## 3. 研究事業の目的

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。令和元年度は、AIに焦点を当て、具体的な ELSI を抽出、検討し、その解決策を提言することを目的とした。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>【保健医療分野に人工知能（AI）を活用することにより生じる ELSI に関する研究（平成 30 年度-令和元年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な観点からの関連文献の収集を行い、政策報告書、政策提言等を整理した。また、ヒアリング調査の結果も踏まえ、診断の分業化と責任の所在、診断支援技術の開発の方向性、学習機能による影響の可能性について検討を行った。一般市民及び医者を対象にして、AI に対する期待や懸念についての 30 問程度の意識調査、架空事例を通じた検討を実施した。</li> <li>・現時点では AI の利活用により現行の医事・薬事法制で対応困難な問題の発生は想定しにくいと整理された一方、「AI」概念自体の多様性・曖昧性の課題、診療情報に関する課題の存在が指摘された。研究成果は保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアムにおける検討の参考資料として活用する予定である。</li> </ul>
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし</p>

(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	AI 技術に関しては、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれている。国内外の機関で倫理的な検討が進んでいる中（内閣府「人間中心の AI 社会原則」（2019）等）、それらの議論も踏まえ、保健医療分野における AI 技術に対する不安・懸念を特定しようとする当研究の試みは、人々の AI に対する信頼を獲得して利活用を促進するために必要であるため、本研究は高く評価することが出来る。
効率性 の観点 から	本研究事業は事前評価委員会の審査を受けて採択され、中間・事後評価委員会で評価がなされ、研究者へ研究計画の助言も行っている。適切な中間・事後評価により研究班にフィードバックが行われることによって、効率的に研究事業が実施されている。
有効性 の観点 から	AI を活用した医療機器等の医療現場への導入等、社会実装が進みつつあり、本研究事業は、AI の開発・利活用を持続的に推進していく上で、政策資料を検討する際の参考資料となりうる。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>COVID-19 パンデミックにより、医療における AI やデジタル化の重要性は増しており、急速に拡大変容している AI の利用実態を踏まえ、使用者への教育、AI 出力結果の説明可能性、法的責任等について、ELSI に係る検討を深めることが望ましい。令和 2～3 年度も引き続き AI 分野に焦点を当てる。</p> <p>また、ゲノム医療については、「全ゲノム解析等実行計画（第 1 版）」（2019）において、今後検討すべき事項として、ELSI への対応が求められており、本格解析前の先行解析の段階からこれらを検討した上で、体制整備・人材育成を進めることとされている。本事業において、全ゲノム解析等を推進するにあたり、全ゲノム解析等実行計画に示されている ELSI に対応する体制の在り方を検討する。</p>
--

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

【保健医療分野に人工知能（AI）を活用することにより生じる ELSI に関する研究（平成 30 年度-令和元年度）】
--

臨床現場で生じる懸念や混乱を想定した「架空事例」（案）（研究事業において、患者・市民対話イベントで試行的に活用）

**事例 F** 「AI技術を用いた最先端の検診」での見落とし

久美子さん（55歳）は、肩凝りが共に肺がんで亡くなった経験があるため、早期発見の大切さを痛感して、40歳を過ぎてからは毎年、胸部CTによる肺がん検診を受けてきた。3年前には、ある雑誌で「AI技術を用いた最先端の検診」の広告を見つけ、ある病期の検診センターで検診を受けるようになった。

久美さんは、今年もAIによる検診を受け、異常所見が指摘されなかったので安心してたのだが、検診の半年後くらいから咳が続くようになった。「半年前に受けた検診で異常がなかったのだから風邪かだろう」と思っただけで放置していたところ、日を過ぎて咳がひどくなり、痰も絡み、時折血が混じるようになった。

さすがに気になって、後日、検診センターの紹介で呼吸器内科を受診したところ、進行期の肺がんであると診断された。AIシステムによる検診を受けて正常と言っていたことを医師に話すと、主治医から「横隔膜に覆われる部分のがんができていて、こういう部分にできる肺がんを想定した学習をAIがしていない限り、肺がんを指摘することは難しいだろう」と言われた。

久美さんは、健康管理に努力し、お金をかけてきたのに、「AI技術を用いた最先端の検診」でも見落としがあることに怒りとむなしさを感じた。

みんなで作る医療AI検討会

**事例 F**

再発共に肺がんで亡くなっているから  
自分も気をつけなきゃ。

久美子さん

40歳以降、毎年胸部CTによる  
肺がん検診を受診

3年前、雑誌で  
「AI技術による最先端検診」を発見

以来、AI検診を受診 **AI**

進行期の肺がん

みんなで作る医療AI検討会

**事例 F**

今年もAIによる検診を受けたが、  
異常は指摘されなかった

が、半年後くらいから咳が続く

久美子さん (55歳)

半年前の検診で  
異常な所見があったのだから  
風邪かなにかだろう。

久美子さん  
そのまま半年ほど放置したところ……

進行期の肺がん

みんなで作る医療AI検討会

**事例 F**

さらに咳がひどくなり、  
血液の混ざった痰が出ることも

紹介先の呼吸器内科を受診

進行期の肺がんです。

本当は  
肺がんだった!

呼吸器内科医

進行期の肺がん

みんなで作る医療AI検討会

**事例 F**

AIによる検診では  
正常だったのに……

久美子さん

横隔膜の覆われる部分に  
がんができていた。  
AIが学習していないならば  
見つけることは難しい。

呼吸器内科医

進行期の肺がん

みんなで作る医療AI検討会

**事例 F**

この事例のポイント

最先端AIでも、学習不足による  
がんの見落としがありえる。

お金や労力をかけたのに、  
早期発見できなかったことへの  
怒りとむなしさ。

あなたは、どう思いますか？

進行期の肺がん



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房国際課
関係部局	なし

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	32,745	11	9
平成 30 年度	32,745	8	8
令和元年度	32,745	6	6

## 3. 研究事業の目的

我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、限られた財源の中で保健分野における国際政策を主導し国際技術協力等を強化することにより、より効果的・効率的に国際保健に貢献し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に資する研究等を実施する。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

### （1）概要

#### ① 目的とする成果が十分に得られた事例

令和元年度の研究は主に、国際保健分野における戦略的・効果的な介入並びに国際保健政策人材を育成するための仕組みやツール等の開発研究を実施した。特に成果が十分に得られた事例としては、以下が挙げられる。

- ・ 「日本の高齢化対策の国際発信に関する研究」（平成 29 年度～令和元年度）

WHO の Global Strategy and Action Plan on Ageing and Health の評価指標を作成するワーキング会議や、Healthy Ageing に関する Stakeholder meeting 等に参加し日本の知見を踏まえ WHO の議論に貢献した他、WHO が出版した Integrated Care for Older People (ICOPE) に関してガバナンスの視点から課題点を抽出しレビュー論文を投稿した。本研究課題の成果については、G7 伊勢志摩サミット及び G7 神戸保健大臣会合のアジェンダとなった世界の高齢化対策について、WHO が実施している「高齢化と健康に関する世界戦略と行動計画（2016～2020 年）」や、実施を予定している「健康的な高齢化に関する 10 カ年（2020～2030 年）」

と関連して現在設置されている WHO 専門家作業部会にインプットするエビデンスを取りまとめた。これにより、2030 年を見据えた世界の高齢化対策へのわが国による技術的貢献が強化されることが期待される（令和元年度）。

- ・ 「東アジア・ASEAN 諸国における UHC に資する人口統計システムの整備・改善に関する総合的研究」（平成 30 年度～令和元年度）

東アジア・ASEAN 諸国における人口動態統計制度およびその基礎となる住民登録制度の問題点と整備・改善の条件に関する国際比較分析により、個々の特徴や改善点を明らかにすることに取り組み、その結果はの 19 の論文として公表された（令和元年度）。

- ・ 「国外の健康危機発生時に対応できる人材に必要なコンピテンシーの分析及び人材を増強するための研修プログラムの開発のための研究」（令和元年度～継続中）

WHO における GOARN（地球規模感染症に対する警戒と対応ネットワーク）のワークショップを約 10 年ぶりに日本国内で開催し、国際感染症対応が可能な人材の登録名簿を作成し、トレーニングを行った（令和 2 年度において継続中）。

本研究課題の成果については、開発された国際保健政策人材や国際感染症対応人材養成のための教育ツールを用い、WHO を始めとした国際機関や、GOARN 等を通じた日本の人的貢献に繋げた。実際に GOARN ワークショップ参加者が感染症対応人材として派遣されるなど、国際感染症対応人材の養成を通じて国内外の感染症対策の強化を図っていく。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
13	6	0	0	10	17	0	0	0	0

## 5. 研究成果の評価

<p><b>必要性 の観点 から</b></p>	<p>2015 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDGs）において、改めて保健分野のゴールが設定される等、地球規模の保健課題は、国際社会においてその重要性が益々高まっており、その議論に対する我が国への期待は大きい。</p> <p>我が国は、国際保健関連の政府方針・戦略を近年相次いで策定するとともに、2016 年の G7 議長国だったことや 2019 年の G20 議長国であったことから、国際政策を主導又は国際技術協力等を強化することによ</p>
----------------------------------	--

	<p>り、効果的・効率的に国際保健に貢献し、国際社会における存在感を維持・強化することが求められている。</p> <p>今後も引き続き、我が国においてこれまで蓄積してきた知見や経験を活かし、保健分野において我が国の貢献がより効果的で国際的に存在感を発揮するものとなるよう、UHC 実現に向けた国際協力に関する我が国の政策決定に資する研究等を中心に推進する必要がある。</p>
<b>効率性の観点から</b>	<p>本研究事業では、省内関係部局と調整の上で公募課題を決定し、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携を図っている。また、国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家を研究分担者とする体制が構築された研究班による計画を国際保健行政の視点からも評価を行うことで、本研究事業がより効率的に国際保健における日本の取り組みに資するよう実施している。</p>
<b>有効性の観点から</b>	<p>本研究事業の研究課題の成果は、G7 や G20 サミットの保健アジェンダや保健大臣会合の議論の方向性や、WHO や国連等が開催する国際会議における議論のための基礎資料として大いに活用されうるものとなっている。グローバル化や社会経済の発展に伴う国際保健課題への解決に向けて、日本からの貢献に対する期待はますます高まってくる中、本研究事業は国際社会における日本のプレゼンス向上に資するものであると考えられる。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>新型コロナウイルス感染症や三大感染症等の感染性疾患が世界に与える影響は甚大であり、「持続可能な開発目標 (SDGs)」3.3 にもこれらに十分な対応を行うことが掲げられている。様々な援助機関による対策により、低・中所得国におけるこれらの予防・治療の進展は認められるが、いまだ多数の人命を脅かす原因となっている。現在、日本政府が関与している感染症等の国際保健分野における国際機関、また、その他の感染症分野における国際機関・団体に関して分析し、その中で製品の研究開発から供給までを円滑につなげることにより、日本の製品や技術の国際展開を推し進めることを可能にする方法を発見し、わが国の効果的・戦略的な国際保健分野における関わり方を明らかにする必要がある。</p> <p>また、2021 年から 2023 年は「持続可能な開発目標 (SDGs)」が発表された 2015 年から達成目標とする 2030 年までのおよそ中間地点にあたる年であり、この時期にわが国は UHC フォーラム、G7 保健大臣会合といった主要な保健に関する国際会議の主催を予定している。2020 年の新型コロナウイルスの世界的な流行という未曾有の事態は健康危機に対する備えの必要性を浮き彫りにし、それを可能にするためにも平時から UHC を構築する重要性は明らかである。SDG3.8 では 2030 年までに UHC を達成することを目標に掲げている。各国の UHC 進捗状況等を 2017 年に WHO と世界銀行が共同作成した UHC グローバルモニタリングレ</p>
--

ポートで評価された項目のみならず、観点から把握し、その他わが国が主催する保健に関する国際会議における発信力を高める必要がある。

#### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

例) 令和元年12月5日～6日、WHO本部、WHO西太平洋事務局、厚生労働省国際課及び結核感染症課の協力のもと、「国外の健康危機発生時に対応できる人材に必要なコンピテンシーの分析及び人材を増強するための研修プログラムの開発のための研究」(研究代表者 国立国際医療研究センター国際感染症センター長 大曲 貴夫)にて、日本で10年ぶりのGOARN(Global Outbreak Alert Response Network) Training Workshopを開催。50名の保健医療専門家が参加。本ワークショップを通じて、国際的な感染症アウトブレイク対策の人材育成とネットワーク強化を実施。



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	厚生労働科学特別研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省大臣官房厚生科学課
関係部局	省内関係部局

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	278,780	37	37
平成30年度	304,817	22	22
令和元年度	288,722	38	38

## 3. 研究事業の目的

国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸課題について、行政による緊急、かつ、効果的な施策が必要な場合、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得ることを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

### （1）概要

#### ① 目的とする成果が十分に得られた事例

##### 1. 『医療的ケア児等コーディネーターに必要な基礎的知識の可視化及び研修プログラム確立についての研究』（令和元年度）

既存の「医療的ケア児等コーディネーター養成研修プログラム」について見直しを行い、新たな研修プログラムを開発した。今後、自治体に周知を行った上で活用してもらう予定である（医療的ケア児等コーディネーター養成研修は医療的ケア児等の支援を総合調整する者の養成を目的として、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について（障発第0801002号）」において、地域生活支援促進事業の「医療的ケア児等総合支援事業」に位置づけられている研修である）。

##### 2. 『高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進のための後期高齢者の質問票活用に向けた研究』（令和元年度）

「後期高齢者の質問票に関する解説と留意事項」が作成され、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」に記載されるとともに、各都道府県及び各都道府県後期高齢者医療広域連合に周知された。

##### 3. 『EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究』（令和元年度）

EU 向け輸出二枚貝の生産海域（2 海域）を指定し、EU 当局のリストに掲載された。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

（2）論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	4	11	0	28	2	0	0	2	2

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本事業は、厚生労働行政に直結する社会的要請の強い諸問題に対応するために不可欠な事業である。
効率性 の観点 から	本事業は、原則として単年度の研究であるが、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各部局との連携のもとに効率的に継続できる体制で、事業が運営されている。
有効性 の観点 から	これまでの研究成果は、関連する審議会や検討会における検討資料、法令や指針等の基礎資料として活用されており、厚生労働省の各部局における施策の検討に活用されており、概ね事業の目的に沿った成果を得ている。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

当事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。従って、短期間でより効果的な成果を得るために、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が必要である。引き続きこれを念頭に、当事業を実施する必要がある。

## <参考 1> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

### 1. 『医療的ケア児等コーディネーターに必要な基礎的知識の可視化及び研修プログラム確立についての研究』（令和元年度）



### 2. 『高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進のための後期高齢者の質問票活用に向けた研究』（令和元年度）

事務連絡  
令和 元年 10 月 16 日

都道府県民生主官部（局）  
後期高齢者医療制度主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年5月に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が公布され、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進されることとなります。

一体的な実施を推進するため、先行的事例等を踏まえたプログラムについて、学識経験者及び自治体関係者の実務者で構成する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班」の報告書が本年9月27日に取りまとめられました。

当該報告書の内容を高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインに盛り込むため、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ及び同作業チームにより検討が進められ、今般、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版が策定されました。

本ガイドラインは、大部となりますことから、厚生労働省ホームページに掲載し、URLをお示しすることで添付に代えさせていただきますので、下記URLからダウンロードしていただき、今後の高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施に御活用されるようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては管内市区町村に対し、情報提供されるようお願いいたします。

記

・ガイドラインのURL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken\\_369143.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_369143.html)

#### 6. 各項目の解説・ポイント

類型名：健康状態

質問	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい	②まあよい	③ふつう	④あまりよくない	⑤よくない
<b>No1</b>						
目的	主観的健康感を把握する。					
解説	○本質問は、すべての質問に関連しているため、単独では考えず、総合的に捉えることが必要であり、すべての回答を確認した後を活用する。 ○国民生活基礎調査の質問を採用しているため、調査結果と直接の比較に活用できる。					
エビデンス、統計等	○主観的健康感とは、累積生存率 <sup>1)</sup> （図1）、要介護度、認知機能と強い関連がある。 ○主観的健康感が良い者の死亡リスクは、良い者より男性1.3倍、女性1.5倍高い <sup>2)</sup> 。 ○男女いずれも、加齢により、健康と思っていない者は増加している。一方、90歳以上の男女においても、「よい」、「まあよい」、「ふつう」の割合は、6割程度存在している <sup>3)</sup> （図2）。					
聞き取りのポイント	○「あまりよくない」、「よくない」の回答に対しては、急性的（何かの理由により、たまたま現在の状態）なのか慢性的（継続的）な状態なのかを把握する。 ○「あまりよくない」、「よくない」が慢性的に続いている場合は、そのような状態にある期間・理由など、本人がどのように感じているかを確認する。					
具体的な声かけ例	○「よい」、「まあよい」、「ふつう」の場合 ⇒質問3以降の回答を踏まえ、今後もよい健康状態が続けられるよう、声掛けをする。 「日頃の食事や運動、サークル活動に参加していることが、健康の源になっているのですね。」 ○「あまりよくない」、「よくない」の場合 ⇒「あまりよくない」、「よくない」という状態は、いつから続いているのですか？」 ⇒「あまりよくない」、「よくない」と感じる時は、どのような時ですか？」					
留意事項	○KDBの傷病フラグの有無、薬剤数を把握し、疾患が関連しているかを確認できるとよい。 ○薬剤数が多い場合（ポリファーマシー）は、薬の飲み合わせ等、かかりつけ医と十分相談することをすすめる。					
対応方法、紹介先の例	○「あまりよくない」または「よくない」という状態が、慢性的に続いているような場合 ⇒保健センターの相談窓口や、かかりつけ医につなげる。 ○急な健康状態の悪化の場合 ⇒医療機関を紹介する。					

3. 『EU 向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究』（令和元年度）

対EU輸出ホタテ貝等二枚貝の指定海域リスト

令和2年3月5日現在

コード番号	自治体	海 域 名	輸出条件
1	青森県	陸奥湾東部海域	—
2	北海道	噴火湾北西部海域	—
3	北海道	網走中部海域	—
4	北海道	宗谷北東部海域	—
5	北海道	網走北部海域	—
6	北海道	網走南部海域	—
7	北海道	宗谷南部海域	—
8	青森県	陸奥湾西部海域	—
9	北海道	根室海峡(野付)海域	—

(指定輸出ホタテガイ等二枚貝の指定海域 指定海域リスト (農林水産省ホームページ))

COUNTRY	Japan					
SECTION	Live bivalve molluscs					
Validity date from						00022
26/02/2020						
Date of publication						
30/12/2013						
<b>List in force</b>						
Approval number	Name	City	Regions	Activities	Remark	Date of request
1	Eastern part of Mutsu Bay	Aomori	Aomori	Z	ZA	
2	North-Western part of Funka Bay	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	
3	Center part of Abashiri Sea Area (Center part of the Sea of Okhotsk)	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	
4	Northeast Part Of Souya Sea Area	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	09/08/2012
5	North Part Of Abashiri Sea Area	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	09/08/2012
6	South Part Of Abashiri Sea Area	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	09/08/2013
7	South Part Of Souya Sea Area	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	20/11/2013
8	Western Part Of Mutsu Bay	Aomori	Aomori	Z	ZA	26/12/2019
9	Nemuro Strait (Notsuke) Sea Area	Hokkaido	Hokkaido	Z	ZA	26/12/2019
<b>Activities Legend :</b>						
Z Production Areas						
<b>Remarks Legend :</b>						
ZA Production zones in compliance with provision laid down in Annex II, Heading II A3, of the Regulation (EC) 2004/854						
1 / 1						

(EU 生産海域リスト)



<参考2> 令和元年度厚生労働科学特別研究事業一覧

研究課題名	研究代表者氏名 研究代表者所属、職名
看護師と看護補助者の協働の推進に向けた実態調査研究	坂本 すが 東京医療保健大学 副学長
看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究	三木 明子 学校法人 関西医科大学 教授
歯科医師の勤務状況とナショナルデータベースに基づく歯科医療提供状況調査研究	三浦 宏子 国立保健医療科学院 国際協力研究部 部長
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進のための後期高齢者の質問票活用に向けた研究	津下 一代 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 あいち健康の森健康管理センター センター長
ワクチン接種後の有害事象報告の収集・評価の新たな基盤整備のための研究	多屋 馨子 国立感染症研究所 室長
医療的ケア児等コーディネーターに必要な基礎的知識の可視化及び研修プログラム確立についての研究	谷口 由紀子 淑徳大学 助手
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた包括的なCBRNEテロ対応能力構築のための研究	小井土 雄一 国立病院機構 災害医療センター 部長
厚生労働分野のオープンサイエンス推進に向けたデータポリシー策定に資する研究	木村 映善 国立保健医療科学院 統括研究官
総括製造販売責任者の選任に関する例外規定を定めるための研究	亀井 美和子 日本大学 教授
レセプト情報をAIで類型化することによる医療費の分析及び利活用方策の検討のための研究	藤森 研司 東北大学 教授
諸外国におけるゲノム編集技術等を用いたヒト胚の取扱いに係わる法制度や最新の動向調査及びあるべき日本の公的規制についての研究	加藤 和人 大阪大学 教授

国際動向分析による、我が国のがん研究・医療における全ゲノム解析等の基盤整備および運用を提言するための研究	鈴木 達也 国立研究開発法人 国立がん研究センター 外来医長、センター長補佐
美容医療における合併症の実態調査と診療指針の作成	大慈弥 裕之 福岡大学 教授
看護職員のなりすまし防止に資するデータ活用法の構築	前田 樹海 東京有明医療大学 教授
多能性幹細胞等を用いた再生医療等提供計画の議論に係る研究	福井 次矢 聖路加国際大学 聖路加国際病院 院長
健康増進のための住環境についての研究	林 基哉 国立保健医療科学院 統括研究官
医薬品評価情報作成システムの有用性評価研究	鹿野 真弓 東京理科大学 教授
パクリタクセルを用いた末梢血管治療デバイスの長期的安全性に関する研究	中村 正人 東邦大学 教授
2040年を念頭に置いたロボット・AI等による医療福祉分野におけるイノベーション創出に向けた研究	本田 幸夫 常翔学園大阪工業大学 教授
就労に関するアセスメントツールや手法の活用実態と課題についての研究	前原 和明 秋田大学教育文化学部 准教授
ナショナルビッグデータを用いた新専門医制度の地域外科医療に及ぼす影響の評価研究	藤原 俊義 一般社団法人日本外科学会 理事
認知症施策推進大綱に基づく取組の評価方法検討に向けた研究	粟田 主一 東京都健康長寿医療センター研究所 研究所長
サブスペシャリティ領域専門医の必要医師数と専門医制度における養成数の検討	寺本 民生 一般社団法人日本専門医機構 理事長

一般用医薬品の適正使用の一層の推進に向けた依存性の実態把握と適切な販売のための研究	嶋根 卓也 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長
健康寿命の延伸に向けた地域保健と職域保健の連携に資するデータ項目及び分析方法の明確化のための研究	加藤 源太 京都大学 医学部附属病院 診療報酬センター 准教授・副センター長
諸外国の予防接種制度に関する研究	神谷 元 国立感染症研究所 感染症疫学センター 主任研究官
循環器病の診療情報収集・活用のための登録様式等の詳細に係る研究	望月 直樹 国立循環器病研究センター 研究所 所長
EU 向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究	鈴木 敏之 国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所水産物応用開発研究センター センター長
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究	植田 誠治 聖心女子大学 教授
医療・福祉専門職種のマンパワー推計と人材確保に関する研究	山本 克也 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長
輸出先国のリスク管理に対応した残留農薬データ等の補完のための研究	渡邊 敬浩 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第一室長
災害時における在宅療養患者の安全確保に関する調査	山中 崇 東京大学 特任准教授
世帯構造の変化と社会保障に与える影響に関する研究	泉田 信行 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長
医療機関の医師の労働時間短縮の取組状況の評価に関する研究	斐 英洙 慶應義塾大学健康マネジメント研究科 特任教授

<p>麻酔を実施する施設における、麻酔科専門医と麻酔科  標榜医（非専門医）の間でのタスクシェアリングに資  する研究</p>	<p>小板橋 俊哉  東京歯科大学市川総合病院 教授</p>
<p>東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療  対応記録のアーカイブ化のための研究</p>	<p>奥村 徹  日本中毒情報センター  メディカルディレクター</p>
<p>催奇形性物質に係る雄性生殖を介した新規発生毒性評  価法の開発</p>	<p>栗形 麻樹子  国立医薬品食品衛生研究所 安全性  生物試験研究センター  毒性部第二室 室長</p>
<p>再生医療等安全性確保法における原料及び細胞加工物  の保管に関する管理基準の策定に資する研究</p>	<p>飛田 護邦  順天堂大学 准教授</p>

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	疾病・障害対策研究分野
研究事業名	健やか次世代育成総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	148,962	28	16
平成 30 年度	187,499	33	20
令和元年度	290,178	34	24

## 3. 研究事業の目的

本事業では、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージにまたがる課題を明らかにする。これらの課題に対し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの双方からの研究を推進し、成育基本法が目指すところの健やかな成育サイクルの実現を目指す。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「妊娠初期の感染性疾患スクリーニングが母子の長期健康保持増進に及ぼす影響に関する研究」（平成 30 年度～継続中）において妊婦健診における感染性疾患の普及啓発のための一般向け HP を開設した。</li> <li>・「幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイドに関する研究」（平成 29 年度～令和元年度）において、「幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイド（案）」を作成した。</li> <li>・「子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた体制構築のための研究（平成 29 年度～令和元年度）」において、子育て世代包括支援センターの事例集を作成した。</li> <li>・「わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー制度を確立するための研究」（令和元年度～継続中）において、チャイルドデスレビュー都道府県モデル事業の実施に資する自治体への技術的支援に資する資料を作成した。</li> <li>・「身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」（平成 30 年度～継続中）にお</li> </ul>

いて、日本版 Bright Futures の指針を作成し、研究班の HP に公開した。また、1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診について、具体的な診察の方法や所見とする基準を策定し、医師向けの研修動画を作成した。

・「母子保健情報と学校保健情報を連係した情報の活用に向けた研究」(令和元年度～継続中)において、乳幼児・学童期における各健診項目について関連性のある項目の一覧を作成するとともに、学童期の疾患の発症と予後に関する検討・解析を行った。

・「母子保健情報を活用した「健やか親子 2 1 (第 2 次)」の推進に向けた研究」(令和元年度～継続中)において、令和元年度に開催した『「健やか親子 2 1 (第 2 次)」の中間評価等検討会』に向けたデータ分析、課題の整理を行った。また、第 78 回日本公衆衛生学会で、健やか親子 2 1 (第 2 次)の中間評価等に関する発表を行った。

・「医学的適応による生殖機能維持の支援と普及に向けた総合的研究」(令和元年度～継続中)において、がん・生殖医療看護師養成に向け、看護師を対象とした e ラーニングを作成した。

・「産婦死亡に関する情報の管理体制の構築及び予防介入の展開に向けた研究」(平成 30 年度～継続中)において、「母体安全への提言」を令和元年 10 月に刊行し、全国の周産期センター等に配布した。妊婦およびその家族向けに子育て支援や周産期うつ予防のための視聴覚教材を作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
23	20	30	2	133	20	0	0	0	0

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本事業では、母子保健分野における医療・保健・福祉の多様な行政的・科学的課題に対応するために必要な研究が実施されている。令和元年 12 月に成育基本法が施行され、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとされており、本研究事業の推進は非常に重要である。
------------------	---

効率性の観点から	本事業は多岐にわたる母子保健の課題の中から優先度、重要度の高いものを中心に研究に取り組んでいる。研究課題の評価については、外部有識者からなる評価委員会を行い、採択に関する事前評価、進捗を評価する中間評価及び成果を評価する事後評価を実施し、効率的な事業運営に努めている。
有効性の観点から	本事業の推進により「すこやか親子21（第2次）」で示された指標等が改善され、その結果として、妊娠、出産、子育ての成育サイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらずすべての子どもが心身共に健やかに育まれる社会環境の整備が図られている。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

研究事業は概ね順調に進行しているが、不妊・不育に対する支援、妊娠期・産後の妊婦のメンタルヘルス、増加する虐待、医療機関に受診することが少ない学童・思春期の世代に対する心理社会的問題への対応、パートナーの育児参加の促進など積極的に取り組む必要がある。健やかな次世代の育成は、生涯にわたる健康の基盤作りへとつながり、個人の健康にとどまらず広く社会にも貢献する。研究のさらなる強化・充実のために、身体的・精神的・社会的視点を踏まえて、将来の健康づくりに寄与する研究、健やかな次世代を育成する社会基盤の整備に寄与する研究が必要である。

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

成果について、ビジュアルで示します。

○子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた体制構築のための研究（平成29年度～令和元年度）

○乳幼児の身体発育及び健康度に関する調査実施手法及び評価に関する研究（平成30年度～令和2年度）

### 令和元年度 子育て世代包括支援センターの事例集

妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する目的で、母子保健分野と子育て支援分野が複数の施設・場所であっても、それぞれの機能で役割分担しつつ、一体的にサービスを提供している子育て世代包括支援センター（31市町村）の取組等を事例集としてとりまとめたので、紹介する。

市町村	員数	市町村	員数	市町村	員数
①北海道滝川市	7～10	②静岡県富士宮市	51～54	③岡山県津山市	95～98
④山形県酒田市	11～14	⑤三重県名張市	55～58	⑥山口県山口市	99～102
⑦山形県西村山郡朝日町	15～18	⑧滋賀県近江八幡市	59～62	⑨山口県山陽小野田市	103～106
⑩山形県東田川郡高島町	19～22	⑪京都府亀岡市	63～66	⑫香川県高松市	107～110
⑬福島県伊達市	23～26	⑭大阪府豊中市	67～70	⑮福岡県久留米市	111～114
⑯群馬県桐生市	27～30	⑰大阪府吹田市	71～74	⑱福岡県直方市	115～118
⑲埼玉県秩父郡栗林父村	31～34	⑳大阪府泉南郡熊取町	75～78	㉑福岡県春日市	119～122
㉒東京都東村山市	35～38	㉓兵庫県加古郡稲美町	79～82	㉔佐賀県唐津市	123～126
㉕神奈川県平塚市	39～42	㉖奈良県磯城郡川西町	83～86	㉗沖縄県国頭郡今帰仁村	127～130
㉘富山県高山市	43～46	㉙和歌山県御坊市	87～90		
㉚福井県大飯郡高浜町	47～50	㉛和歌山県有田郡湯浅町	91～94		



○HTLV-1 母子感染予防に関するエビデ  
 ンス創出のための研究（令和元年度）



○新生児マススクリーニング検査  
 に関する疫学的・医療経済学的研究  
 （平成 29 年度～令和元年度）





## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	がん政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局がん・疾病対策課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	392, 628	78	34
平成 30 年度	401, 820	52	38
令和元年度	545, 158	61	52

## 3. 研究事業の目的

本研究事業では、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究 10 か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の2領域について、がん対策推進基本計画の目標達成をめざす。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

### （1）概要

#### ① 目的とする成果が十分に得られた事例

本研究事業では、がん対策推進基本計画に掲げられた課題等の解決に資する、科学的知見等が得られた。以下に事例を示す。

- 「希少癌診療ガイドラインの作成を通じた医療提供体制の質向上」平成 29 年度～令和元年度
  - 「脳腫瘍診療ガイドライン 2019 年版」、「成人・小児進行固形がんにおける臓器横断的ゲノム診療のガイドライン第 2 版」を作成した。こうした過程で活発な人材交流が行われることで、人材の育成がなされた。
- 「高齢者のがん医療の質の向上に資する簡便で効果的な意思決定支援プログラムの開発に関する研究」平成 30 年度～令和 2 年度
  - エビデンスの少ない高齢者のがん診療指針策定に向けて、内科系だけでなく、外科や医療経済等のその他の領域の調査や大腸がんモデル事業を通して臨床的提言を行うことの重要性を明らかにした。
- 「がん検診の適切な把握法及び精度管理手法の開発に関する研究」、平成 30 年度～令和 2 年度

- 将来的に検診全体に対する精度管理法を確立するため、職域検診においては、レセプトを用いたがん患者特定手法やがん検診の実態把握、それらに関する問題点を検討した。また、住民検診においては、住民検診及び職域検診の統合を視野にがんの推計罹患率と、目指すべき感度・特異度を用いてプロセス指標基準値を推計する新たな手法やそれに関する問題を検討した。
- 「がん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究」、平成 29 年度～令和元年度
  - 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（厚生労働省）や、2016 年 12 月のがん対策基本法の一部改正を踏まえ、がん患者が安心して治療に臨めるように、また復職支援がスムーズに行えるための工夫として、がん患者が直面する経済的な面での情報提供と、事業者側と主治医などの医療者側とが適切な連携をとることの効果効用のリサーチ、ならびにがん患者の診断から休職、復職までのメンタルヘルスについての知見をまとめた。さらに、がん拠点病院等医療機関のがん相談支援センターや職域で活用できる実用的な「がん患者就労支援ガイドンス」、「就労意見書作成支援ソフト（がん共通版）」等を開発した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
69	230	106	74	260	26	1	0	4	31

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業においては、行政的・社会的な研究として、緩和ケア、地域完結型医療といった研究に代表される「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、がん登録、がん教育といった研究に代表される「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げている。今後も「がん研究10か年戦略」を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策推進基本計画の着実な推進に資するよう事業を行っていくことが重要である。
------------------	--

<b>効率性の観点から</b>	妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率良く研究が進められており、4（1）に記載したような成果が得られている。がん対策の効率的な推進に資する有用な研究成果の継続的な創出には、医療行政への新たな提言に資する研究への適切な予算の充当が重要である。
<b>有効性の観点から</b>	「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築」と、「がん対策の効果的な推進・普及」のための研究を推進し、上記4（1）に記載したような知見等が得られた。これらの研究成果を検討会で報告する等、がん対策の推進に寄与した。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

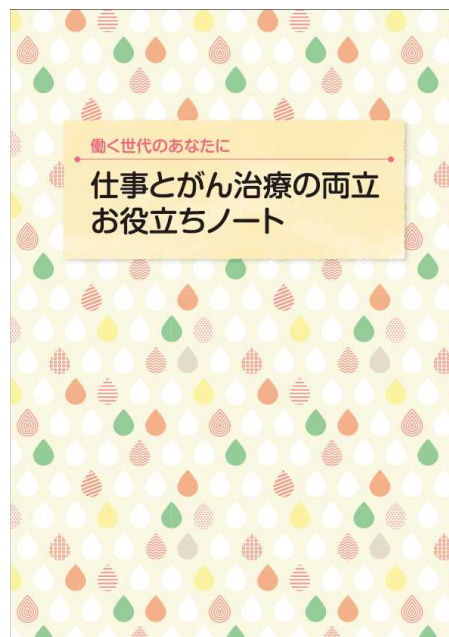
がんは国民の疾病による最大の死亡原因となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、がん対策が進められてきたところである。新たな課題として、希少がん、難治性がん、小児がん、AYA世代のがんへの対策、ゲノム医療等の新たな治療法等の推進、就労を含めた社会的な問題への対応が必要であること等が明らかとなってきた。今後、上記に掲げたような諸課題の解決に向けて「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、一層の研究開発が必要とされる社会医学的な分野について重点的に推進すべきである。

また、従来から取り組まれている課題ではあるが、最も重要な課題の1つで費用対効果に優れた長期的施策として第3期がん対策推進基本計画に盛り込まれている「がん予防」に係る研究や、平成31年に全国がん登録情報が公開されたことを踏まえ、がん登録データの効果的な利活用を図る観点から、国民への情報提供に向けた研究をすすめる必要がある。令和元年度には第3期がん対策推進基本計画に挙げられるがんゲノム医療、免疫療法、支持療法、希少がんや難治性がん、小児・AYA世代のがん患者への取り組みについての研究がなされたが、医療実装において抽出された社会的課題を解決するための研究を実施し、「がん医療の充実」に貢献する。

<参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

希少癌診療ガイドラインの作成を通じた医療提供体制の質向上（平成29年度～令和元年度）

がん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究（平成29年度～令和元年度）



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局健康課
関係部局	厚生労働省健康局難病対策課、医政局歯科保健課、医政局地域医療計画課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	408,157	46	30
平成 30 年度	436,689	47	33
令和元年度	540,390	64	39

## 3. 研究事業の目的

生活習慣病は医療費の約 3 割、死亡者数の約 6 割を占めており、急速な高齢化、疾病構造の変化を背景とした社会の中で、健康寿命を延伸し、医療費・介護給付費の増加を抑制して社会保障制度を持続可能なものとするために、生活習慣病対策はますます重要な課題となっている。本研究事業は、生活習慣病対策の各局面に貢献する科学的根拠を提供することを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「社会経済格差による生活習慣課題への対応方策案に向けた社会福祉・疫学的研究に関する研究」（令和 2 年度終了予定）においては、生活困窮者など社会経済的に不利な立場の集団における、医療保険の種類の違いに着目した、身体活動・運動、口腔、喫煙等の実態と課題を明確化した。 「加熱式たばこなど新たなたばこ製品の成分分析と受動喫煙による健康影響の評価手法の開発」（令和 2 年度終了予定）においては、先行研究である「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」（平成 29 年度特別研究）から引き続き、加熱式たばこの煙に含まれる成分の分析等の科学的知見を提供した。 「健康増進施設の現状把握と標準的な運動指導プログラムの開発および効果検

証と普及促進」(令和元年度終了)においては、「運動型健康増進施設」が提供している運動指導プログラムの現状を把握し、調査結果と先行研究のレビュー結果を基に「健康増進施設」が提供すべき標準的な運動プログラムを開発して全施設に周知した。

「脳卒中の急性期診療体制における施設間連携体制構築のための研究」(令和元年度終了)においては、わが国における脳卒中の超急性期の診療実態を把握し、脳卒中診療に携わる施設の連携体制について明らかにした。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績(令和元年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	30	19	0	42	18	0	0	3	24

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢化の進展、疾病構造の変化に伴い、生活習慣病及びその合併症の対策の社会的重要性は増加している。健康寿命を延伸し、医療費・介護給付費の増加を抑制して社会保障制度を持続可能なものとするためには、本研究事業から得られる科学的根拠を基に保健・医療の向上を目指すことが重要であり、生活習慣病等に関わる必要不可欠な科学的根拠を得る研究事業として、本研究事業の必要性は高い。
効率性 の観点 から	本研究事業は、国民健康づくり運動である「健康日本21(第二次)」の方向性を踏まえて実施されており、効率的に施策に反映できる仕組みとなっている。生活習慣の改善による疾病・合併症の発症、疾患の重症化・死亡リスクの低減効果、医療費等の削減効果等は、長期に渡る追跡調査を継続して初めて明らかになるが、エビデンスレベルの向上の観点から長期間の研究継続が必要になる研究課題の重要性は高い。研究事業の評価にあたっては、循環器疾患、糖尿病、腎臓内科、神経内科、呼吸器内科、脳外科、胸部外科、公衆衛生学、栄養、看護、救急、歯科など多岐にわたる専門の委員を含めた評価委員会を開催し、多角的な視点から評価を行うことにより効率的な研究事業の推進を図っている。以上のことから効率性は高い。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果は、日本人の生活習慣病対策や健康づくりに対する施策におけるエビデンスとして施策の検討・実施、治療・予防のガイドラインに直接活用されており、生活習慣病予防のための正しい知

識の普及や医療の質の向上等により、国民にその成果が還元されている。また、研究成果としての手法やマニュアル等の普及により、様々な保健事業の現場に貢献していることから、有効性は高い。

### 6. 改善すべき点及び今後の課題

本事業は、生活習慣病対策のみならず、健康づくりに対するエビデンスの創出を通じて、健康日本 21（第二次）の取組を促進し、地方自治体や企業、国民等の健康づくりをさらに支援し、社会保障制度を持続可能なものとすることに貢献している。引き続き、次期国民健康づくり運動も見据えて科学的根拠を創出していく必要がある。また、特に循環器疾患に関しては「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が令和元年 12 月に施行され、次期医療計画も見据え、循環器疾患の医療提供体制についての研究が進行しており、こちらも着実に進行していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の出現によりもたらされた人々の生活の変化が、健康や健康づくり等に及ぼす影響については、調査の重要性が高いものの既存の研究で十分な知見が得られていない分野であり、今後の課題である。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「健康増進施設の現状把握と標準的な運動指導プログラムの開発および効果検証と普及促進」（平成 29 年度～令和元年度）

調査結果と先行研究のレビュー結果を基に開発し、全施設に周知した標準的な運動プログラム。

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	女性の健康の包括的支援政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局健康課女性の健康推進室
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	36,780	7	3
平成30年度	36,780	9	4
令和元年度	49,600	5	3

## 3. 研究事業の目的

女性のライフステージに応じた取組や、社会的な側面も含めた生涯にわたる包括的な支援を行うための施策に資する、我が国における女性の健康にかかる実態の把握と支援に必要な情報提供や相談体制の構築、およびそれに必要な人材の育成を目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

### （1）概要

#### ① 目的とする成果が十分に得られた事例

本事業は平成27年度から開始したところであり、女性の健康の包括的支援のための情報基盤の整備や、健康における社会的決定要因に関する研究を実施している。

女性の健康の包括的支援に関する情報発信基盤構築と多診療科医療統合を目指した研究では、女性の健康に関するホームページ（女性の健康推進室ヘルスケアラボ）について、コンテンツの追加やユーザー調査、アクセス解析等を実施し、今後の情報提供の内容改善につながる成果を得た。また、統合的な女性診療を構築する上での基盤とするために作成した「女性の健康包括的支援のための診療ガイドブック」をもとにeラーニングシステム（女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム）を構築し、公開した。

保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究については、International technical guidance on sexuality education 2018（UNESCO）を活用し、テキストブックやテキスト活用のためのガイドブックを



作成した。また、学校教育や大学保健管理センター、薬局等様々な関係者が女性の健康支援に携われるよう、研修メニューを作成した。

女性の健康の社会経済学的影響に関する研究では、患者等へのアンケートやコホートデータの利用により、子宮内膜症やPMS、更年期障害、甲状腺異常等の女性の健康上の問題による医療費及び労働生産性の損失の推計や、文献レビューなどを実施し、女性の健康維持が社会経済学的にもたらすメリットについて明らかにした。

こうした成果を踏まえ、女性の健康に関する正しい情報提供体制の整備や、地域や団体における女性の健康支援についての情報発信を図っている。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着眼して行われてきた。このため、女性の身体はホルモンの影響を強く受けるためライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。そのため令和元年6月18日に決定された「女性活躍加速のための重点方針2019」I-2にあるように、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められている。以上のように、本研究事業に対するニーズは極めて高く、今後もさらに推進する必要がある。</p>
効率性 の観点 から	<p>本事業は、小児期から性成熟期、出産期、更年期、老年期にわたる女性の一生における健康課題や切れ目のない健康支援に焦点を当て、研究課題の採択に関する事前評価、研究進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等研究成果を評価する事後評価を実施するな</p>

	<p>ど、評価委員会の十分なチェック体制を敷き、進捗管理を行って事業を効率的に実施する。</p> <p>また、本事業は研究課題として行政施策に直結するものを設定しており、研究成果を効率的に施策に反映させる仕組みが構築されている。</p>
有効性の観点から	<p>研究の成果を活用して、社会的に求められている女性の健康に係る情報収集及び情報提供体制の整備、女性の健康支援のための診療体制及びライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備、女性の健康支援に向けた人材育成など、ライフステージに応じた女性特有の健康課題を解決するための有効な施策が展開されている。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

女性の健康対策を実施するに当たっては、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化することや、女性の社会進出、婚姻をめぐる変化、平均寿命の延伸等にも着目し、医療、保健、福祉、教育、労働といった様々な分野を含めた包括的な支援が必要である。また、背景となる女性の雇用・経済状況、地域社会・生活環境、家族・再生産領域といった社会的決定要因が生活習慣や健康状態に及ぼす影響を明らかにした上で、その支援方法等を開発する必要がある。

<参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

女性の健康の包括的支援に関する情報発信基盤構築と多診療科医療統合を目指した研究（平成30年度～継続中）

Eラーニングシステム「女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム」  
トップページ及びテスト・レポート管理ページ

wha 女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム

マイページ お問い合わせ ログアウト

講座を受ける  
テスト  
レポート提出  
アンケート回答  
お知らせ  
FAQ

**お知らせ** [全てを表示 >](#)

2017/07/07 [新カリキュラム追加のお知らせ](#)  
2017/07/07 [新講座、スライド資料追加のお知らせ](#)

**最新の講座**

wha  
女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム

**血管運動神経症状  
(更年期症状との鑑別)**

- ・第5回「女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム」カリキュラム
- ・血管運動神経症状（更年期症状との鑑別）

[受講する >](#)

wha  
女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム

**閉年期・更年期女性の  
動脈硬化症の治療**

- ・第5回「女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム」カリキュラム
- ・閉年期・更年期女性の動脈硬化症の治療

[受講する >](#)

wha  
女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム

**腰痛**

- ・第5回「女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム」カリキュラム
- ・腰痛

[受講する >](#)

wha 女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム

マイページ お問い合わせ ログアウト

講座を受ける  
テスト  
レポート提出  
アンケート回答  
お知らせ  
FAQ

**テスト**

NO.	ステータス	目標正解率	結果	日付	カリキュラム名
30	目標未達成	99%	75%	2017/02/26	女性に多い愁訴と漢方治療
26	修了	99%	100%	2016/12/11	性暴力・性虐待への対応
27	目標未達成	99%	30%	2016/12/11	ジェンダー/ジェンダーバイアス
28	テスト未受験	99%	0%	2016/12/11	ドメスティック・バイオレンスとその対応
29	テスト未受験	99%	0%	2016/12/11	思春期の月経異常の診断と治療

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	難治性疾患政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局難病対策課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	1,271,872	132	113
平成 30 年度	1,632,115	113	98
令和元年度	1,777,485	103	90

## 3. 研究事業の目的

難病法において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療（トランジション）の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
<p>1. 難治性呼吸器疾患・肺高血圧症に関する調査研究班（平成 29 年度～令和元年度）において結合組織病に伴う肺動脈性肺高血圧症診療ガイドラインを作成等、研究対象 610 疾病（令和元年度に実施された研究課題 90 課題）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○診断基準の策定・改訂は 527 疾病（86.4%）で達成。</li> <li>○重症度分類の策定・改訂は 486 疾病（79.7%）で達成。</li> <li>○診療ガイドラインの策定・改訂は 338 疾病（55.4%）で達成。</li> </ul> <p>2. 副腎ホルモン産生異常に関する調査研究班（平成 29 年度～令和元年度）等において市民公開講座を開催する等、疾病の普及啓発を行っている。</p> <p>3. 本事業の研究班では指定難病 331 疾病（平成 31 年 4 月時点）を研究対象疾病としてすべてをカバーしているのみならず、指定難病以外の小児慢性特定疾病（平成 31 年 4 月時点で 756 疾病）等の関連疾病についても広く研究対象とし、平成 30 年度に整備を開始した難病診療連携拠点病院を中心とした難病診療連携体制の構築に寄与している。</p>
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

該当なし									
(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1,036	3,418	1,050	561	4,568	1,441	10	3	77	364

## 5. 研究成果の評価

<b>必要性 の観点 から</b>	難病および小児慢性特定疾病等の医療水準の向上、また、患者のQOL向上のための研究を推進すべきである。具体的には、診断基準、重症度分類、医療の均てん化に資する診療ガイドライン等の作成や改訂、学会や患者会等と連携した様々な普及啓発活動、患者の療養生活環境整備やQOL向上に資する成果、適切な医療提供体制の構築等を強化すべきである。また、引き続き、新たな指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行う予定であるため、幅広く希少・難治性疾患に関する情報の収集を継続する必要がある。
<b>効率性 の観点 から</b>	既に全331疾病(平成31年4月現在)の指定難病は、本事業の研究班の研究対象疾病としてカバーされており、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の類縁疾病についても広く研究対象としている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児の研究者と成人の研究者の連携も十分に取られている。さらに、AMEDの難治性疾患実用化研究班で得られた成果を、当事業の関連研究班で取りまとめてガイドライン作成に活用する等、適切に連携が行われている。
<b>有効性 の観点 から</b>	各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践している。さらに、平成27年に施行された難病法の、施行後5年の見直しに資するエビデンスの提供も行われており、患者、行政にとって有効な成果が得られている。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

難病対策と小児慢性特定疾病対策を安定的に継続するために、疾病間の公平性を担保するための研究や、追加疾病の検討に対応するための情報収集、制度や対象疾病そのものの普及啓発活動等をさらに進める必要がある。また、難病データベース・小児慢性特定疾病データベースの有効活用、難病診療連携拠点
---

病院を中心とした難病診療連携体制の整備等のため、本事業のさらなる推進が必要である。

＜参考＞ 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

難治性呼吸器疾患・肺高血圧症に関する調査研究（平成 29 年度～令和元年度）



特発性大腿骨頭壊死症の医療水準及び患者の QOL 向上に関する大規模多施設研究（平成 29 年度～令和元年度）



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾患・障害等対策研究分野」
研究事業名	腎疾患政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局がん・疾病対策課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	—	—	—
平成 30 年度	7,500	2	2
令和元年度	51,550	2	2

## 3. 研究事業の目的

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図る。具体的には 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で 10%減少）とすることを目標とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
1) 診療水準向上 全国の診療連携体制構築状況、紹介基準を活用した紹介・逆紹介の実態、診療ガイドラインが推奨する標準治療の普及状況を明らかにした。（「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築」）健診受診時者への「慢性腎臓病（CKD）認知度アンケート調査」を 13,000 人規模で実施し疾患認知度・浸透度を評価した。（「慢性腎臓病(CKD)に対する全国での普及啓発の推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」）
2) 診療連携体制構築 県・指定都市・中核市の腎疾患担当者と医療者が一同に介する CKD 対策ブロック会議を開始した。対策の進捗や問題点を話し合い、地域の実情に即した診療連携体制構築へ向けた課題の抽出を行った。（「慢性腎臓病(CKD)に対する全国での普及啓発の推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」）

### 3) 普及啓発・情報発信

研究班のHPを構築、情報発信に努めると共に作成した普及啓発資材をダウンロード配布し利活用を促進した。医療従事者向けの資料はスライド形式で作成し、一般住民のみならず、小児、高齢者、透析患者向けの資料やCKD、腎代替療法に関して興味を喚起するクイズパネルを作成、世界腎臓デーに合わせて全国各地で開催される市民公開講座の後援を行い、それらの場面で作成した資材を活用した。（「慢性腎臓病(CKD)に対する全国での普及啓発の推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」）

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

#### (2) 論文数などの業績（2019年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

<b>必要性 の観点 から</b>	<p>「腎疾患対策のあり方について（平成20年3月腎疾患対策検討会）」</p> <p>に基づく10年間の対策にもかかわらず、平成28年末の透析患者数は約33万人と、未だ減少傾向には転じておらず、さらに、高齢化により腎臓病患者の増加も予想されている。そこで、10年ぶりに平成30年度版報告書を取りまとめ、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図る等を全体目標とし、地域におけるCKD診療体制の充実や2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で約10%減少）とする等が成果目標とされた。普及啓発、人材育成、医療連携体制の構築、診療水準の向上、研究の推進の5つの個別対策が掲げられており、腎疾患対策のさらなる推進を目指すため、重点的に実施すべき研究である。</p>
<b>効率性 の観点 から</b>	<p>平成30年7月に新たな腎疾患対策検討会報告書が自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となり、効率的に研究を実施できる状況である。新報告書の目標である「年間新規透析導入患者数35,000人以下（平成28年比で約10%減少）」が達成されれば、患者QOLの向上と共に医療経済上の効果も期待できる。好事例である熊本市では、7年間で約17%減少を達成しており、現実的な目標と考える。</p>



<b>有効性の観点から</b>	<p>日本腎臓学会理事長を研究代表とする指定班において、メディカルスタッフを含む関連学会、疫学者等を加えたオールジャパン体制を構築し、関連団体、行政等との連携を図り、新報告書に基づく対策について評価指標等を用いた進捗管理および地域ごとの取組の取りまとめ・評価、好事例の解析・横展開を行っている。また、公募班においては、地域における診療連携体制構築に資する研究を慢性腎臓病（CKD）診療提供体制構築モデル事業と連携して実施している。上記指定班と連携して、地域ごとの好事例を評価し、オールジャパン体制で共有、横展開を行うことで、目標の実現可能性が向上することが期待される。</p>
-----------------	--

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

当事業の推進により、新報告書に基づく腎疾患対策の評価指標等による進捗管理、地域の実情に応じた CKD 診療連携体制モデルの構築と評価、好事例の解析・横展開、それらの情報公開等をオールジャパン体制で行うことができる。今後は研究班の役割分担を明確化にし、より効率的な連携を図ることで、我が国の腎疾患対策を強力に推進し、2028 年までに新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で約 10% 減少）とする等の目標の早期達成、国民の QOL の維持・向上や、医療資源の適正化に貢献することが望まれる。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理及び新たな対策の提言に資するエビデンス構築」（令和元年度～令和3年度）	「慢性腎臓病（CKD）に対する全国での普及啓発の推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」（令和元年度～令和3年度）
--	---

厚生労働省の地域保健事業補助金(慢性疾患研究事業)

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築」  
(研究代表者 柏原百樹)

厚生労働省の研究費補助金(慢性疾患研究事業)

「慢性腎臓病(CKD)に対する全国での普及啓発の推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」  
(研究代表者 伊藤孝史)

サイトマップ

ホーム

各研究班の研会概要

研究総論

医療従事者様  
および行政ご担当者様へ

リンク

活動報告、活動予定

2020/03/19  
「延期のお知らせ」近況ブ  
ロック会議

2020/02/07  
東京都・千葉県ブロック  
CKD対策会議が開催されま  
した

2019/12/18  
中国ブロック会議が開催さ  
れました

研究代表者挨拶

腎疾患対策検討会に基づき、厚生労働行政推進調査事業補助金(腎疾患対策研究事業)「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築」(研究代表者 柏原百樹)、厚生労働科学研究費補助金(腎疾患対策研究事業)「慢性腎臓病(CKD)に対する全国での普及啓発の推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」(研究代表者 伊藤孝史)の二つの研究班が連携してCKD対策の進捗管理、社会実装への展開を行っています。さらに一般社団法人日本腎臓学会(理事長 柏原百樹)、NPO法人日本腎臓病協会(理事長 柏原百樹、幹事長 伊藤孝史)とも連携してCKD対策を進めています。

疾患はいずれも不変です。切実な日々を生きる方々を支え、様々な活動を通して腎臓病の克服に立ち向かって行きたいと考えています。「腎臓病の克服」のゴールを遠い未来に設定するのではなく、今できることに着目を尽くすことで、疾患の克服につながるのではないかと考えています。本研究によって得られた成果は、本ホームページを通じて、広く公表して参ります。本研究班で作成されたCKD対策に関する資料を逐次ダウンロードできるようにしていきますので、多くの皆様によく知っていただき、ご利用いただければ幸いです。

川崎医科大学 腎臓・高血圧内科学 教授 柏原百樹  
鳥根大学医学部附属病院 ワーキングイノベーションセンター 准教授 伊藤孝史

特定健診を  
CKD対策に  
活用しよう!

5つの  
健康習慣で  
腎臓を守ろう!

あなたの健康習慣をチェック / していきましょう!

質問	はい	いいえ
1 毎日10分程度歩いたり自転車、散歩に慣れた。	1点	0点
2 禁煙している(過去禁煙を行った)か、飲酒は適量か。	1点	0点
3 塩分を控えめにする(食生活改善)か、塩分摂取量を減らす(減塩)か。	1点	0点
4 <input type="checkbox"/> 180cm以上身長し170cm未満体重65kg以上、14kg以上増加している。 <input type="checkbox"/> 180cm未満し170cm未満体重65kg未満を1年間以上に減らしている。	高血圧 1点	0点
5 <input type="checkbox"/> 空腹血糖値が150以上〜200未満 <input type="checkbox"/> 空腹血糖値が200以上(糖尿病)か、HbA1cが6.5以上	糖尿病 1点	0点

※1点満点の場合は、健康状態が良好、0点の場合は、改善が必要と判断することができます。

医師で判定に寄りましたか? 8点をめざして、結果みましょう!

高血圧が慢性化する危険性

高血圧が慢性化するほど、腎臓病や糖尿病の発症リスクが高くなります。

5つの健康習慣をすべて満たすことで、高血圧の慢性化リスクが約1/5に低下します。

0点 1点 2点 3点 4点 5点

※CKDは慢性腎臓病のこと

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	免疫アレルギー疾患政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局がん・疾病対策課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	45,678	7	9
平成 30 年度	47,623	10	8
令和元年度	70,247	13	9

## 3. 研究事業の目的

免疫アレルギー疾患の罹患率は高く社会問題化している。この背景を踏まえてアレルギー疾患対策基本法が施行され、連携体制の整備や質の高い臨床研究等を実施し、予防、診断及び治療方法の開発・評価等、病態の解明等に向けた研究を推進する必要がある。当事業で得られた成果をガイドラインなどに反映させることで、免疫アレルギー疾患に関わる医療全体を向上させる。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「アレルギー疾患対策に必要とされる大規模疫学研究に関する研究」（平成 29 年度～令和元年度）においては、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギーの全国疫学調査の成果をまとめ、厚生労働省と日本アレルギー学会で運営しているウェブサイト「アレルギーポータル」にて令和 2 年 5 月に公開された。</li> <li>● 「アレルギー疾患における標準治療の普及と均てん化に向けた研修プログラムの開発研究」（平成 29 年度～令和元年度）においては、「短期間小児アレルギー研修プログラム」を開発し、現在アレルギー疾患中心拠点病院における医師研修に活用されている。また「食物アレルギーの診療の手引き Q&amp;A」を作成し、食物アレルギー研究会の HP に掲載され、食物アレルギーに関する情報提供に活用されている。</li> <li>● 「食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立」（平成 31 年度～継続中）では、アレルギー専門医、一般病院、クリニックなど診療レベルに応じた食物経口負荷試験</li> </ul>

の在り方についての現状が検討され、今後、「食物経口負荷試験の手引き」の作成に活用される。

●「我が国の関節リウマチ診療の標準化に関する臨床疫学研究」(平成30年度～継続中)ではNDBを用いたリウマチの疫学調査、リウマチ診療のシステマティックレビューを実施し、今年公開される「関節リウマチ診療ガイドライン2020」に活用されている。

●「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤の構築」(平成30年度～継続中)では7つの学会から若手研修者が次世代タスクフォースを結成し、今後免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の実装に向けてホームページを作成、また学会と連携した海外留学に関する情報発信を開始している。

●「小児期および成人移行期小児リウマチ患者の全国調査データの解析と両者の異同性に基づいた全国的「シームレス」診療ネットワーク構築による標準的治療の均てん化」研究(平成29年度～令和元年度)においては、「成人リウマチ医のための移行期支援ガイド」が作成され、今後小児リウマチ患者がシームレスに内科への治療に移行できるように活用される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績(令和元年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	34	1	0	2	2	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>アレルギー疾患対策基本法に基づく医療提供体制では、中心拠点病院での人材育成、各都道府県の拠点病院を活用した医療連携体制が望まれており、社会的意義として教育プログラムの開発や拠点病院を活用した研究体制の構築を行ったことは評価できる。</p> <p>研究10か年戦略を遂行するために、若手研究者が次世代タスクフォースを結成し、国際競争力を向上に向けて海外留学に関する情報発信を開始している。</p> <p>侵襲性のある食物経口負荷試験について標準化することでアレルギー疾患医療の均てん化が望まれることは社会的な意義として重要である。</p> <p>関節リウマチについては、近年の治療の進歩が著しく、重症化予防、生活のQOL維持に向けた最新のエビデンスに基づく診療ガイドラ</p>
---------------------------	--

	<p>インの作成や就労に関する現状評価等の研究、妊娠や小児リウマチ性疾患の移行期等これまで行き届かなかったライフステージにおける課題を抽出し、移行期医療に関する診療支援は社会的価値が高い。</p>
<p><b>効率性の観点から</b></p>	<p>本研究事業の研究採択は事前評価委員会の評価によって決定される。また研究の進捗状況を評価する中間評価委員会の評価を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図っており、適切に採択、管理にて計画的に成果をあげている。</p> <p>国の整備しているアレルギー疾患医療提供体制に連携した研究課題は、連携構築という観点からは効率が良いと考える。</p>
<p><b>有効性の観点から</b></p>	<p>免疫アレルギー疾患は小児から成人まで、かつ多臓器に症状がわたることから、これらを縦断的・横断的に研究し、各々の要素がどのように関連しているかを明らかにすることで問題解決を目指している。</p> <p>「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を推進するためにも、日本における免疫アレルギー疾患に関する研究の進捗状況や必要な研究施策を検討する研究班において、有効性の高い研究施策を検討して実施体制を整備している。</p> <p>また、研究者は我が国における免疫アレルギーの臨床・基礎研究のいずれも専門性の高い医師であり、各研究課題の目標を達成する能力ならびに専門家同士の連携力が高い。</p> <p>アレルギー疾患については今後、基本指針に基づいたアレルギー疾患医療提供体制に対しても研究成果が反映されると思われる。リウマチ性疾患においても、診療ガイドラインや移行医療、患者視点での支援によって、様々なアンメットニーズを解決する成果になると思われる。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

アレルギー疾患の疫学研究については、全国的な有病率について把握することはできたが、各年齢層、また疾患のオーバーラップに関する検討などはできていないこと、またアレルギー疾患医療拠点病院との連携した継続的な疫学研究、NDBを用いた新しい視点での開始が望まれる。

食物経口負荷試験も標準化によって、全国で同一のプロトコルを用いた診療をすることは医療の均てん化に貢献するが、安全性や重症リスク因子予測などは標準化プロトコルを用いたレジストリ構築が必要である。

診療ガイドラインについても、近年、様々な治療選択ができるようになった結果、疾患の層別化に基づく治療が必要となっており、それを解決するため、関連学会と連携した研究の推進が必要である。研究10か年戦略を実装において国際競争力を高めるため、さらに若手研修者間の連携やコラボレーションを深

めるとともに情報発信だけではなく、人材育成の観点からも推進していく必要がある。

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

アレルギー疾患対策に必要とされる  
大規模疫学研究に関する研究（平成  
29年度～令和元年度）  
疫学報告書  
（アレルギーポータルに掲載）



免疫アレルギー疾患対策に関する研  
究基盤の構築の研究（平成30年～）  
若手免疫アレルギー疾患研究者によ  
る次世代タスクフォース（ENGAGE-  
TF）のHP



アレルギー疾患における標準治療の普  
及と均てん化に向けた研修プログラ  
ムの開発研究（平成29～令和元年度）  
食物アレルギーの手引き Q&A



小児期および成人移行期小児リウマ  
チ患者の全国調査データの解析と両者  
の異同性に基づいた全国的「シームレ  
ス」診療ネットワーク構築による標準  
的治療の均てん化の研究（平成29～令  
和元年度）



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業」
研究事業名	移植医療基盤整備研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	45, 912	9	5
平成 30 年度	43, 556	8	6
令和元年度	38, 081	8	6

## 3. 研究事業の目的

造血幹細胞移植や臓器移植といった移植医療は、患者にとっては根治を目指すための重要な治療法であり、さらにその一方で第三者であるドナーの善意に基づいた医療でもあるという特殊な医療である。そのため本研究事業は患者・ドナー双方の立場からみた適切な移植医療の推進のための社会的基盤の構築を目指す。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>1. 造血幹細胞移植領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 非血縁者間末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の効率的提供と至適な利用率増加につながる実践的支援体制の整備（平成 29 年度-令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非血縁者間末梢血幹細胞移植における A T G（抗胸細胞グロブリン）の有用性を示したことは今後の末梢血幹細胞移植推進に期待できる。</li> <li>・ 末梢血幹細胞移植を振興するに当たっての現在の問題点を正確に把握し、班構成員の連携の下に解決しつつあることは評価できる。</li> </ul> </li> <li>● 効率的な臍帯血確保とエビデンスに基づいた臍帯血ユニット選択基準の再評価による臍帯血資源の有効利用法の確立（平成 30 年度-令和 2 年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臍帯血の採取における、採取手技の手順や産婦人科医療機関における体制といった、採取に関する調査を行い、各産婦人科医療機関から得られた臍帯血の保存実績と比較した。この結果は、適切な臍帯血採取手技の確立に今後活用される。</li> </ul> </li> </ul>

- ・ 全国移植データを用いて、移植を安全に進めるために最低限必要な細胞数の検証を行った。その結果を基に、同じく全国データを用いた機械学習モデルによる解析法による検討につなげる予定である。
- 骨髄バンクドナーの環境整備とコーディネイトプロセスの効率化による造血幹細胞移植の最適な機会提供に関する研究（平成 31 年度-令和 3 年度）
  - ・ 骨髄バンクコーディネイト期間の短縮とドナープールの質向上による造血幹細胞移植の最適な機会提供を実践するために、ドナーアンケートを行い、終了ドナーが提供しなかった理由などが明らかになった。
  - ・ 終了ドナーの理由の一つとして「仕事の都合」が 43%と最も高いことがわかり、ドナー休暇制度が導入されている企業について調査を行った。今後の普及啓発等に活用される。

## 2. 臓器移植領域

- 脳死下・心停止下における臓器・組織提供ドナー家族における満足度の向上及び効率的な提供体制構築に資する研究（平成 29 年度-31 年度）
  - ・ 平成 30 年度末までに患者搬送から臓器摘出まで全ての過程を網羅した脳死下臓器提供の経験のない施設にも理解しやすいマニュアルである「臓器提供ハンドブック」を発刊した。
  - ・ 提供施設が脳死下臓器提供事例の検証のために提出する「脳死下臓器提供に関する検証資料フォーマット」を改訂した。
  - ・ 救急診療において、意識障害を伴うような重篤な患者、またその家族に対して入院時から関わり、救命困難となった場合に、患者家族に寄り添いながら、臓器提供も含む患者家族の希望を聞き取り、診療チームやその他の専門職との橋渡しを行う医療スタッフの養成プログラムを作成し、講習会を実施した。
- 小児からの臓器提供に必要な体制整備に資する教育プログラムの開発（平成 30 年度-令和 2 年度）
  - ・ 小児からの臓器提供の経験がある施設へのヒアリングを行うことで課題抽出を行い、小児からの臓器提供の実際をわかりやすく解説した事例集の作成を行っている。
  - ・ 臓器移植について、若年時から自分ごととして考えてもらう機会が増えるように、中学校の教員が臓器移植を教育の題材として使用する際のツールとして、指導案、ワークシート、ホームページの作成を行った。
- 5 類型施設における効率的な臓器・組織の提供体制構築に資する研究（平成 31 年度-令和 3 年度）
  - ・ 現在ドナー評価・管理を行っているメディカルコンサルタント制度や、5 類型施設におけるドナー評価・管理の現状を調査し、問題点を抽出した。その結



<p>果に基づいた、ドナー評価・管理マニュアルや摘出手術中管理マニュアルを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臓器提供者家族サポートの体制の現状を調査し、現時点で実施可能な支援体制を構築した。</li> </ul>									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

<p><b>必要性 の観点 から</b></p>	<p>臓器移植については、平成22年の改正臓器移植法の施行により可能となった家族承諾による臓器提供について、体制整備に必要な知見を収集することが重要である。造血幹細胞移植では、平成26年1月に定められた「造血幹細胞の適切な供給の推進を図るための基本的な方針」では、造血幹細胞に関連した基礎研究や、臍帯血を用いた新たな医療技術の開発の促進が規定された。さらに、いずれの領域についても、複雑で難易度の高い医療であるとともに、第三者であるドナーの善意を最大限尊重する必要がある、という観点からも、通常の医療以上に良好な治療成績を達成し、レシピエント・ドナー双方の安全性確保のための方策を確立する必要があることから、本研究は重要である。</p>
<p><b>効率性 の観点 から</b></p>	<p>本分野の対象となる患者は、他分野と比較して多くはないため、全国の各移植医療関係施設間で共同して研究を行うことや、医療施設のみならず各バンクやドナーコーディネートを担当する施設・ネットワークなども協働することにより、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われているとともに、研究成果について速やかに共有されていることが評価され、今後も期待される部分である。</p>
<p><b>有効性 の観点 から</b></p>	<p>これまでに骨髄バンクコーディネーター期間の短縮とドナープールの質向上に関する研究、効率的な臓器提供体制の構築、より侵襲の少ない移植技術の開発等により、移植医療分野に大きく貢献してきたところである。現在、近年増加している臍帯血移植において効率的に質のよい臍帯血の提供体制構築を目指した研究や、職場等の理解を得ることが困難であるためドナーを辞退される方が多い現状に対して造血幹</p>





第 50 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会資料より抜粋

産婦人科医院における、お母さん向けのプロモーション用の動画資料を作成

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	慢性の痛み政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局難病対策課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	50,000	1	1
平成 30 年度	50,000	1	1
令和元年度	76,390	3	3

## 3. 研究事業の目的

慢性の痛みに対する痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、さらに地域医療との連携を行い、慢性の痛み医療を全国に均てん化を図り、疼痛医療の水準を向上させる。また、痛みセンターでの診療に関するレジストリを活用した慢性の痛みに関するガイドライン等の作成等を行う。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>1) 集学的診療体制の構築</p> <p>痛みセンターでのチーム診療体制を構築し、令和元年度には 23 施設で集学的痛み診療を実施した。また、平成 29 年度から開始された、痛みセンターと地域の医療地域において適切な慢性疼痛の診療を受けられる体制を構築するための「慢性疼痛診療システム構築モデル事業」（令和元年度は 8 箇所）と連携し、ネットワーク作りを推進した。（「慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」）</p> <p>2) ガイドライン</p> <p>平成 30 年に作成した慢性疼痛治療ガイドラインの普及と共に、慢性疼痛診療ガイドラインの作成に着手、CQ を確定した。（「慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」）</p> <p>3) 慢性痛患者の就労状況、就労時の治療状況等の実態調査</p> <p>企業における慢性痛患者の就労状況の現地調査及び結果解析、就労支援を実施する機関での慢性痛患者の治療と復職状況に関する調査を実施した。（「慢性の</p>

痛み患者への就労支援/仕事と治療の両立支援および労働生産性の向上に寄与するマニュアルの開発と普及・啓発」)									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし									
(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>多くの国民が抱える慢性の痛みがQOLの低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について(提言)」(平成22年9月)に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポン一億総活躍プランや骨太の方針に慢性疼痛対策が取り上げられており、その一層の充実が求められている。平成29年度から、慢性疼痛診療システム構築モデル事業を実施しており、そのエビデンス等を用いて、地域での慢性疼痛診療体制の構築、充実化を進め、また、全国への均てん化を進める必要がある。</p>
効率性 の観点 から	<p>神経や筋骨格系の器質的な面だけでなく、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、臨床心理士や理学療法士なども含む多職種連携体制で、認知行動療法を含めた多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターを構築してきた(平成31年4月現在計23箇所)。</p> <p>痛みセンターでの診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群を抽出し、また、痛みセンターでの診療に関するエビデンスを集積するなど、痛みセンターとの連携により効率的に慢性疼痛治療ガイドラインが作成された(平成30年)。このガイドラインの普及を図るとともに慢性疼痛診療ガイドラインの作成に着手しており、効率的・効果的な慢性疼痛診療が期待される。</p>
有効性 の観点 から	<p>痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及することで、慢性疼痛の早期診断、早期治療が可能となり、また、より身近な医療機関で適切な医療を提供できる。また、認知行動療法が有効な場合では、患者のQOLが改善し、職場復帰が可能となるケースもあり、医療経済的な貢献が期待できる。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

痛みセンターでの診療に関するレジストリを構築・利活用することで、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンスを速やかに蓄積し、主要関連学会から承認された慢性疼痛診療ガイドラインの作成をすすめる予定である。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

慢性の痛み患者への就労支援/仕事と治療の両立支援および労働生産性の向上に寄与するマニュアルの開発と普及・啓発（令和元年度～令和3年度）

慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究（令和元年度～令和3年度）



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	長寿科学政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省老健局総務課
関係部局	厚生労働省老健局老人保健課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	60,207	12	8
平成30年度	60,207	31	11
令和元年度	382,077	24	15

令和元年度の予算額、採択件数は、当初予算（82,077千円、14件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program: PRISM）からの配分額（300,000千円、1件）の合算である。

## 3. 研究事業の目的

本研究事業では、効果的・効率的な介護予防事業等の施策実施や高齢者の状態に応じた適切な介護サービスの提供と介護保険制度の持続可能性を高めるため、地域包括ケアシステムの構築・維持に資する研究を推進する。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「在宅医療・介護連携の質に関する評価ツールの開発と検証（研究代表者：福井小紀子）」（平成30年度～令和元年度）【参考図1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携推進事業については、平成30年度から全ての市町村で実施されており、介護保険事業計画に基づき当該事業が効果的に実施できるよう「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.2（平成29年10月作成）」の活用を通達している。当該事業の施策評価については、地域における資源の差等により、評価の観点が多様となることから、本研究においては、連携等の程度を市町村自らが評価する手法の開発と検証に取り組んだ。</li> <li>令和元年の社会保障審議会介護保険部会において「医療と介護の連携を一層推進するためには、国や都道府県による市町村支援の充実を図ることが必要である」との意見が同年12月に取りまとめられ、当該事業の見直しが求められたことを受け、上記手引きの改訂を行った。この際、本研究成果の一部が評価指標等として活用された。（完成した手引きは、「介護保険の地域支</li> </ul>

援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて」（老老発0902第1号）厚生労働省老健局老人保健課長通知として発出。）

○「エビデンスを踏まえた効果的な介護予防の実施に資する介護予防マニュアルの改訂のための研究（研究代表者：荒井秀典）」（令和元年度～令和2年度）【参考図2】

- ・ 介護予防事業は、介護保険事業計画のもと全ての保険者において、介護予防マニュアルを参考として、地域の実状に応じた取組が展開されている。  
「骨太の方針2019」では、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要とされ、令和3年度からの第8期介護保険事業計画において、最新のエビデンスに基づいたPDCAサイクルに沿った介護予防事業の取組の推進が求められた。本研究においては、運動機能、口腔・栄養管理など、複数の領域ごとに介護予防に資するエビデンスの整理がなされ（研究1年目）、その成果は老健局が開催した「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」にて一部公表され、政策決定のための検討材料として活用された。
- ・ さらに、令和2年度（研究2年目）には、前述の検討会報告を踏まえ、本研究成果を反映させた介護予防マニュアル改訂版を作成中である。これにより、最新のエビデンスに基づいた介護予防事業の推進が期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

（2）論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	40	18	0	66	12	0	0	0	1

## 5. 研究成果の評価

<p><b>必要性 の観点 から</b></p>	<p>健康長寿社会の実現に向け、介護保険法を含む制度の見直しがいよいよ細やかに行われる中で、本研究事業においては、地域包括ケアシステムの維持・構築に向けたエビデンス構築のための研究が推進されている。本研究事業の成果は、検討会における政策決定の議論に活用されたほか、自治体が各種取組を行う上で参考とする手引き等の改訂においても活用されており、その意義は高い。介護関連政策の決定及び政策の推進に資する成果を創出しているという点で、本研究事業は行政課題に対応するものであり、その必要性は高い。</p>
----------------------------------	---



	<p>「骨太の方針 2019」では、高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施の推進、高齢者の通いの場の活用など、介護予防の取組のさらなる推進に向け、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金の抜本的強化を図ることとされた。本研究事業は、当該方針を踏まえた形で実施されており、さらなる政策推進のためにも一層の充実が必要である。</p>
<b>効率性の観点から</b>	<p>本研究事業は、既存の予算事業や、AMED で実施する研究事業との重複がないよう整理がなされた上で実施されている。政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性を踏まえた上で審査、採択されており、事業開始後も研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行った。継続中の課題についても、目的とする成果に向けて必要な研究体制が整っていると評価できる。それら取組の結果について、毎年中間・事後評価委員会での評価によって第三者による進捗管理を行っている。</p> <p>また、各研究は専門性をもった研究者で実施され、関係団体等の研究協力者により適切なサポートが行われる体制としており、効率的な実施が図られている。</p>
<b>有効性の観点から</b>	<p>本研究事業の成果により、第 8 期の介護保険事業計画の始期に合わせて、エビデンスに基づく自治体向けの手引き等を作成できたことは、行政施策の実施主体である保険者（自治体）の円滑な事業実施につながることからその有効性は高い。また、昨今の自然災害等による介護保険施設等の被災状況を鑑み、被害状況が早期に把握できる情報入手システムを開発し（平成 30 年度終了）、実運用へ向けた研究（令和元年度～2 年度）へと繋げ、令和 3 年度以降はシステム運用のため予算事業化が図られるなど、研究成果の行政施策への還元が着実になされている点も高く評価できる。</p>

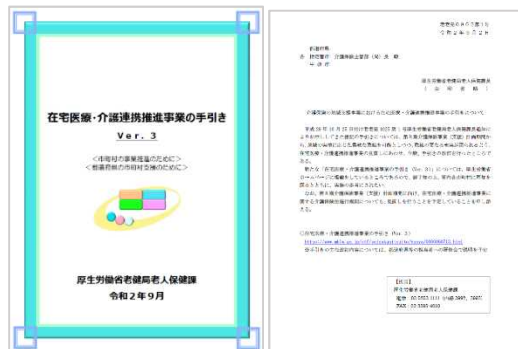
## 6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、当初の目的及び計画に沿って取組を実施できた。今後留意すべき点としては、介護領域における介入手法の標準化や介護の質の評価については、エビデンス整理や指標開発等の取組がなされてきたところであるが、現時点では、関係者間で一致した見解が十分に得られておらず、社会保障審議会の場等で引き続き議論がなされている段階にある。本研究事業においては、

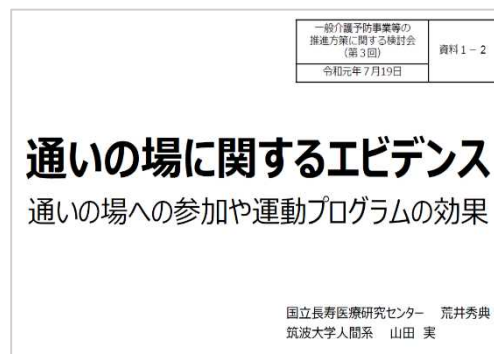
科学的な視点から研究を実施するのみならず、今後の審議会等での議論や最新の制度改正等も踏まえた上で引き続き取組を行う必要がある。

<参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

<参考図1：在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver.3）>



<参考図2：研究成果の一部を一般介護予防事業の検討会で報告>



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	認知症政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	39,304	13	7
平成30年度	56,291	29	11
令和元年度	115,072	23	11

## 3. 研究事業の目的

我が国における認知症の人の数は2012年で約462万人、2025年には約700万人前後になることが推計され、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みとされている。こうしたなか、2019年6月には認知症施策推進大綱が策定され、「共生」と「予防」を二本柱として施策を推進することとされている。本研究事業は、認知症に関する地域も含めた現状を正確に把握し、その分析や先進的な科学研究の成果から取組の好事例を示し、検証によりモデルを構築し、政策に活かすことを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「若年性認知症の人の生活実態調査と大都市における認知症の有病率及び生活実態調査（研究代表者：東京都健康長寿医療センター栗田主一）」（平成29～令和元年度）では若年性認知症に関する調査が行われたが、これは認知症研究開発事業「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（平成29～令和元年度）を補完するものである。後者の研究では、若年性認知症の有病者数は3.57万人、18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は50.9人と推計された。前者の研究では、介護保険データを自治体より入手し、「認知症高齢者の日常生活自立度」II以上を基準とする若年性認知症の有病率は、40-64歳人口における人口10万人当たり159.19人と推計された。日本のいくつかの地域における緻密な調査から全国における有病率を推計することにあわせて、介護保険データを用いて全国における認知症有病率を

推定することは、相互に補完するという意味で重要な意義がある。これらのデータは研究代表者によりプレスリリースされたと同時に、全国介護保険担当課長会議でも報告され、次年度予算の検討などに当たって基礎資料として利用された。

○「一億総活躍社会の実現に向けた認知症の予防、リハビリテーションの効果的手法を確立するための研究（研究代表者：広島大学大学院医学系研究科岡村仁）」（平成29～令和元年度）では、開発された運動・認知トレーニングを在宅通所施設利用者の中の認知症者および軽度認知症者に対して施行し、3ヶ月間追跡したところ、認知機能・介護負担度で有意な改善を認めた。これらの結果からは、認知症の悪化予防にリハビリテーションが有効であることが示唆された。

○「認知症の予防と認知症者のリハビリテーションのガイドライン作成（研究代表者：国立長寿医療研究センター嶋田裕之）」（平成29～令和元年度）では、文献レビューを行い、認知機能低下と低運動量、低身体機能およびうつ傾向とに相関性があることを示した。そして、ウォーキングをより効果的に一人でも実施する方法としてポールウォーキングに着目し、ポールウォーキングを主体とした運動プログラムに関してランダム化比較試験を実施し、限定的ではあるもののこの運動プログラムに認知機能維持・向上効果があることが示唆された。また、文献レビューより得られたエビデンスを元に、「認知機能向上を目的とした運動介入の手引き」を作成した。

○「独居認知症高齢者等が安全・安心な暮らしを送れる環境づくりのための研究（研究代表者：東京都健康長寿医療センター栗田主一）」（令和元～令和3年度）では、今後急増することが予測される独居認知症高齢者等の実態調査を行い、認知症の人が一人で暮らしたり、認知症の人が認知症の人を介護する状況において特に起こりやすい問題の実態を明らかにすることを目的としている。初年度の結果としては、独居認知症高齢者の終末期及び死に関する調査研究は十分に行われておらず、認知症のある人のQOLに影響を与える要因は、①環境要因、②心理要因、③身体要因、④社会要因に分類され、独居でケアの必要な高齢者の生活実態は多様であり、それらを踏まえた支援の拡充が必要であることが示唆された。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし。

（2）論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	15	1	0	21	6	0	0	0	0

## 5. 研究成果の評価

<b>必要性 の観点 から</b>	<p>本事業において、若年性認知症に関する有病率調査が行われたが、これは各自治体が、次年度予算の検討などに当たって基礎資料として利用された。また、認知症に対するリハビリテーションの効果を確認するため研究では、運動および認知機能トレーニングの効果を評価し、ポールウォーキングを主体とした運動プログラム等において認知機能維持・向上効果があることが示唆された。また「認知機能向上を目的とした運動介入の手引き」も作成された。そして、独居認知症高齢者等が安全・安心な暮らしを送るための調査も行われている。このように、本研究事業は、認知症施策推進大綱において施策の柱となる共生と予防に向けた研究が行われているという意味で、必要性は高い。</p>
<b>効率性 の観点 から</b>	<p>本研究事業においては、政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性を踏まえた上で審査、採択されており、事業開始後も研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行った。継続中の課題についても、目的とする成果に向けて必要な研究体制が整っていると評価できる。さらに毎年中間・事後評価委員会での評価によって第三者による進捗管理を行っている。</p> <p>さらに、各研究等においてシステムティックレビューを実施する等の手法によって既存の蓄積されたエビデンスを研究計画に反映し、より効率的に研究が推進できるように配慮している。</p>
<b>有効性 の観点 から</b>	<p>本研究事業は認知症施策推進大綱における「共生」と「予防」に向けて施策を策定していく上で基礎となる重要なものである。若年性認知症の有病率を含む実態調査、予防に向けたリハビリテーションの介入効果の検討、共生のための独居認知症高齢者の実態調査など、施策の推進に向けた調査研究を行い、一定の成果をあげている。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業においては政策上の課題を解決するため科学的に質の高い方法論による調査や検証を推進してきており、令和元年度からは独居認知症高齢者等の実態調査や看護・介護手法開発のための研究、令和2年度からは認知症施策

の効果の評価・課題抽出のための調査や認知症家族の負担軽減を目指した研究を開始している。

認知症の人の急増に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後も認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性の見直しを行うことによって効率的に研究を推進する必要がある。

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「若年性認知症の人の生活実態調査と大都市における認知症の有病率及び生活実態調査」（平成29～令和元年度）に関して、全国介護保険担当課長会議において報告。



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	障害者政策総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	408,991	50	43
平成 30 年度	475,883	43	42
令和元年度	539,523	42	38

## 3. 研究事業の目的

わが国の障害者数は人口の約 7.6%に相当するとされており、障害者数全体は増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、障害者の高齢化も進んでいる。その現状を鑑み、平成 25 年に施行された障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「聴覚障害児に対する人工内耳植込術施行前後の効果的な療育手法の開発等に資する研究」（令和元年度～令和 3 年度）の令和元年度研究においては、我が国の聴覚障害児の療育の問題点抽出と改善策の検討のため、研究組織で意見を抽出して 28 のクリニカルクエスチョン（Clinical question: CQ）を作成し、研究分担者、協力者のメンバーを専門領域により振り分け、各 CQ 担当グループを作り、それぞれで広範な文献検索を行った（Systematic review: SR）。その結果、ガイドライン作成に必要な 15 の CQ と 13 の解説項目を確定し、各グループで抽出した文献のエビデンスレベルに従い、推奨を検討して各 CQ の回答を出し、これらをもとに「難聴幼少児の療育ガイドライン」を策定する作業を行った。



平成 31 年 3 月、厚生労働大省及び文部科学省の副大臣の下「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」において、令和 3 年度には難聴児の早期療育に係る多職種連携ガイドライン等を作成することとされており、この研究の「難聴幼少児の療育ガイドライン」が今後活用されると考える。

「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」（平成 30 年～令和元年度）においては、高次脳機能障害者への支援の実態に関するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、障害福祉サービス等の利用実態が明らかにされた。また、障害福祉サービス等の実態を踏まえた支援手法が検討され、「障害福祉サービス等事業者向け高次脳機能障害支援マニュアル」が開発されたため、今後、障害福祉サービス等の事業所で活用されると考える。

「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（令和元年度～令和 3 年度）の令和元年度の研究においては、地域精神保健医療福祉制度の充実を図るにあたり、精神障害者が地域で安心して自分らしく生活できるようにするため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の好事例について自治体や医療機関へのヒアリングを実施し、好事例分析に基づき包括ケア構築のための手引きの改訂作業を行った。

また、包括的支援マネジメントの効果についての調査結果は、中央社会保険医療協議会における精神科外来の多職種による相談・支援等の診療報酬上の評価の検討に資する資料として活用された。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進のための研究」（令和元年度～令和 3 年度）においては、精神障害者における外来・在宅医療（ICT の活用も含む）、精神科救急医療及び医療観察法に関する体制整備、認知行動療法等の心理療法を推進するための検討を行う。それを踏まえて、精神科医療機関の連携状況、訪問支援の状況等の精神障害者に対する地域での障害福祉サービス提供等のアウトカムを客観的に評価し、体制整備の推進に寄与する。

精神科救急医療における質向上と医療提供体制の最適化に資する研究（令和元年度～令和 3 年度）においては、精神科救急入院料病棟入院症例の重症度を把握するスコアリングが開発され、今後精神科救急医療における患者像の評価について検討された上で医療提供体制の最適化に関する具体的方法の提示に活用される。

**② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例**

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた障害福祉サービス等の推進に資する研究」では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構

築に向けた障害福祉サービス等の活用についてエビデンスを得るべく、令和2年度における調査を実施するための調査体制の検討が行われたが、調査手法等についてさらなる検討が必要である。

(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
11	38	66	0	133	10	0	0	0	1

## 5. 研究成果の評価

<p><b>必要性 の観点 から</b></p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、難聴幼少児の療育ガイドラインを策定する作業が行われており、ガイドラインの重要要素であるCQや解説の多くの部分で順調に成果が出つつある点や、障害福祉サービス等の事業所における高次脳機能障害者の利用実態が把握された点等、行政的意義の高い成果が得られた。</p> <p>精神障害分野では、地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進するために自治体が活用できる手引きの改訂作業を実施する等必要性の高い研究が行われた。</p> <p>以上のとおり、障害福祉施策の更なる推進に向け、必要性の観点から見て有効な研究が行われている。</p>
<p><b>効率性 の観点 から</b></p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、聴覚障害児に対する効果的な療育手法の開発等に資する研究において、小児難聴や人工内耳の分野で活躍している専門家が参画し、様々な領域の専門家が協力体制を築いており、目標・達成管理の観点からも妥当である。</p> <p>また、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究においては、分担研究者や研究協力者のネットワークから、調査に有効と考えられるエリアを抽出して調査を実施できたことは効率的である。</p> <p>精神障害分野では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを進める実施主体となる医療機関や自治体へのヒアリングをもとに手引きの改訂作業を実施しており、目標・達成管理の観点から妥当である。また、精神科病床の国際比較を行うにあたり、英国のNational Health Serviceからデータ提供を受け、二国間の精神科病床の定義を</p>

	<p>概ね統一した上で比較を行っており、研究開発の手段やアプローチの妥当性の観点から妥当である。</p> <p>以上のとおり、障害福祉政策の更なる推進に向け、効率性の観点からも有効な研究が行われている。</p>
有効性の観点から	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、聴覚障害児に対する効果的な療育手法の開発等に資する研究において、本研究によるガイドラインの完成により、難聴児とくに先天性高度難聴児の効率的な療育システムが確立され、難聴児に対して時機を逸することなく補聴器や人工内耳などの手段で音声言語が獲得できる可能性が高まる。また、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究において開発した「障害福祉サービス等事業者向け高次脳機能障害支援マニュアル」は、障害福祉サービス等の事業所における人材養成に活用できる点で有効性が高い。</p> <p>精神障害分野では、4（1）に挙げた包括ケア構築のための手引きの改訂により、精神保健福祉施策の推進に寄与した。</p> <p>以上のとおり、障害福祉施策の更なる推進に向け、有効な研究が行われている。</p>

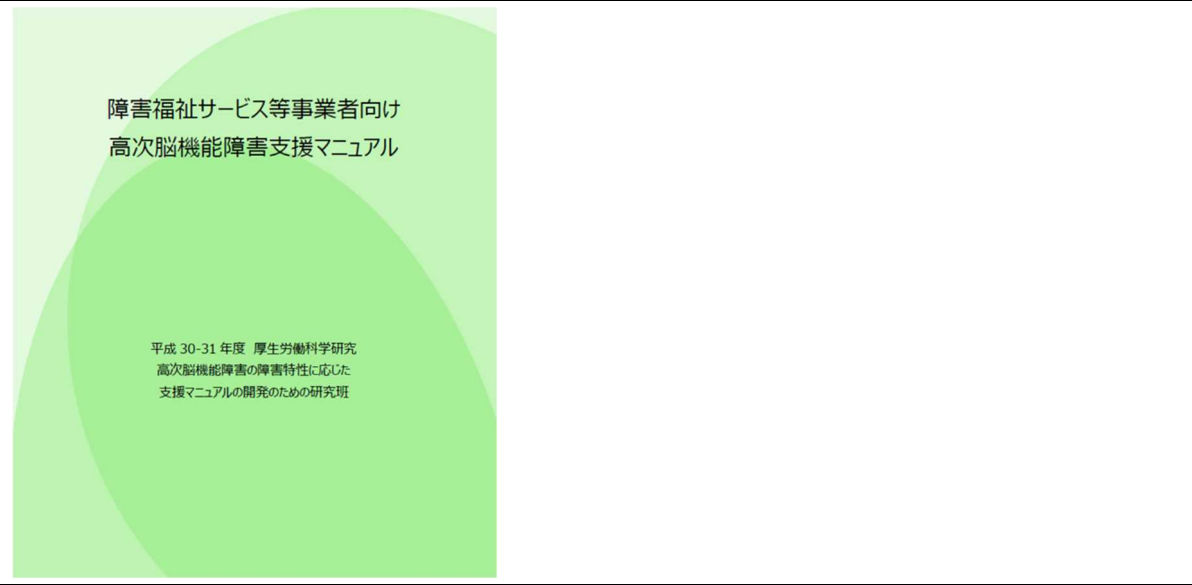
## 6. 改善すべき点及び今後の課題

「聴覚障害児に対する人工内耳植込術施行前後の効果的な療育手法の開発等に資する研究」（令和元年度～令和3年度）の令和元年度における進捗および方向性は良好であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、次年度の海外視察や研究の周知、啓蒙方法に影響がでてくる可能性があるため、今後の研究の方向性について慎重に検討する必要がある。

精神障害分野では、令和2年度は「医療機関における多職種連携等及び地域における居住の確保等による継続的な地域生活支援に関するモデル事業」実施自治体および医療機関において効果検証を実施しており、令和3年度は効果検証の結果を踏まえ精神科外来機能強化に関する提言を行う予定である。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」（平成30年～令和元年度）において開発した「高次脳機能障害支援マニュアル」



障害福祉サービス等事業者向け  
高次脳機能障害支援マニュアル

平成 30-31 年度 厚生労働科学研究  
高次脳機能障害の障害特性に応じた  
支援マニュアルの開発のための研究班

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局結核感染症課
関係部局	厚生労働省健康局健康課予防接種室

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	249,681	38	34
平成 30 年度	281,510	59	56
令和元年度	353,500	35	33

## 3. 研究事業の目的

治療薬の発達や予防接種の普及によって、一時は制圧されたかに見えた感染症は、新興感染症・再興感染症として今なお猛威をふるう可能性を有している。

本研究事業では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に加え、今後、国内での発生が危惧される新興・再興感染症に対して、科学的なエビデンスに基づいた政策を推進するための研究や適正かつ継続的な予防接種政策を行うため、有効性・安全性及び費用対効果に関する評価・情報提供に関する研究を実施している。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化に関する研究（平成 29～令和元年度）」において、パンデミック発生初期の症例情報の収集システム FFHS（Fast Few Hundreds System）について、患者発生の演習システムの追加に向けた設計と構築を進めた。また、令和 2 年 1 月より中国に端を発した新型コロナウイルス感染症が拡大しつつあったため、急遽年度終盤でシステムの項目などを新型コロナウイルス感染症に使用できるように改修を行った。NCDA（National Hospital</p>

<p>Organization Clinical Data Archive) データを抽出し、解析を行った結果、2018/2019 シーズンではゾフルーザの処方量が増大していたことが示された。</p> <p>○「我が国で開発され、備蓄されている細胞培養痘そうワクチンの有効性、安全性、生産性向上および国内外のバイオテロ対策のあり方に関する研究（平成 29 年度～令和元年度）」において、バイオテロ対策に関する国際動向の調査と国内対応のあり方を検討しつつ、バイオテロ対策ホームページのアップデートとバイオテロ対策支援方法の検討を進めた。</p> <p>○「薬剤耐性（AMR）アクションプランの実行に関する研究（平成 29 年度～令和元年度）」において、医療機関での AMR 対策に活用できる指標を検討し、それらを収集・分析できるツールとして J-SIPHE（Japan Surveillance for infection Prevention）の運用を開始した。高齢者施設の医療関連感染症および抗菌薬使用の調査を行い、現状確認し、抗菌薬適正使用の土台を構築した。また、販売量を利用した国の抗菌薬使用量のモニタリングにより、抗菌薬販売量の減少やその経済効果を明らかにした。</p>									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
52	90	19	3	175	48	0	0	8	141

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>本研究事業は、個別の研究課題の成果を通じて、我が国の総合的な感染症対策に寄与しており、全体的評価は高い。例えば、感染症サーベイランスは、我が国の感染症対策を行う上で、発生動向の迅速な把握や対策の有効性の評価に非常に重要である。感染症サーベイランスに関する緩急は、国民の生命を守る上で重要であり、その改善や集められたデータの利用促進に資する研究を継続的に行う必要がある。また、平成 26 年 4 月に策定された予防接種基本計画に基づく優先度の高いワクチンについて費用対効果に関する検討を行うことや、既存のワクチンについての有効性・安全性等を評価することは、予防接種施策の推進に資するものとしても有効な研究である。</p>
効率性 の観点 から	<p>本研究事業は、数ある行政課題の中から、優先的に検討すべき課題を抽出し検討の対象としており、研究の目標や計画についても、行政</p>

	課題を解決するために最も効率が良いように設計してある。これらのことから、本研究事業は効率性が高いと評価できる。
有効性の観点から	研究者の能力や研究の進捗についても、評価委員会で厳正な審査を行っており、全体として良い評価が得られている。これらのことから、有効性の高い研究が行われて降り、社会的な貢献が大きいものと評価できる。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

○パンデミック発生当初には、疑わしい症例が多数発生し、それらは一例ずつ検査にて確定をした上で接触者対策に結びつけていく必要があり、医療機関や行政機関が混乱することを防ぐため、効率的な体制を整備する必要がある。

「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化に関する研究（平成 29～令和元年度）」において、パンデミック初期に効率的に疑い例、確定例を管理できるシステムの検討を進めた。今後、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興再興感染症対策に活用するべく検討を進めていく必要がある。

○「我が国で開発され、備蓄されている細胞培養痘そうワクチンの有効性, 安全性, 生産性向上および国内外のバイオテロ対策のあり方に関する研究（平成 29 年度～令和元年度）」において、G20 大阪サミット 2019 が 2019 年 6 月に開催に関連する不足の事態に備えた対策の一つとして貢献した。2021 年 7 月に東京オリンピック・パラリンピック開催を控えており、バイオテロ対策課題の検討を継続する必要がある。

○薬剤耐性菌が世界中に拡大し問題となっている中で、わが国は 2016 年 4 月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を発表した。「薬剤耐性（AMR）アクションプランの実行に関する研究（平成 29 年度～令和元年度）」において、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの目標達成のために必要とされるサーベイランス、教育啓発の手法開発、AMR の医療経済的影響について研究を行い、令和元年度は計画の 3 年目であった。新型コロナウイルス感染症流行の影響で延期となっているが、薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの改訂が計画されており、引き続き研究を継続する必要がある。

<参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「薬剤耐性（AMR）アクションプランの実行に関する研究」（平成29年度～令和元年度）



抗微生物薬適正使用の手引き（第二版）

「我が国で開発され、備蓄されている細胞培養痘そうワクチンの有効性、安全性、生産性向上および国内外のバイオテロ対策のあり方に関する研究」（平成29年度～令和元年度）

バイオテロ対応ホームページ

厚生労働省研究

ホーム バイオテロ関連 関連疾患の鑑別 バイオテロ関連疾患の一覧 その他の関連疾患 資料・リンク 当ホームページについて

ホーム

バイオテロ対応ホームページは、平成29年（2008年）に緊急備蓄向けにバイオテロ関連疾患の臨床診断や検査方法の情報を提供するものとして整備され、平成26年から「バイオテロに使用される可能性のある病原微生物の検出、及び細胞培養痘そうワクチンの有効性、安全性に関する研究」が開始されており、国際機関や日本の大学・研究所との連携を進めています。平成28年からは一部向けに公開されています。本ホームページはバイオテロ対策の推進、及びバイオテロ関連疾患について、ショートガイド、バイオテロが疑われる際のフローチャート、疾患の詳細について紹介しており、専門家の意見を取り入れながらアップデートを行っております。また国内には存在しないものの輸入感染度やバイオテロとして海外から持ち込まれるその他の関連疾患についても記載しておりますので、診療にお役立ていただければ幸いです。

バイオテロ対応ホームページ（厚労省）



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	エイズ対策政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省 健康局 結核感染症課 エイズ対策推進室
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	668,727	25	18
平成 30 年度	648,784	25	21
令和元年度	710,424	27	27

## 3. 研究事業の目的

本研究事業は、エイズに関する研究を総合的に実施することで、新規 HIV 感染者数を減少させ、検査を受けないままエイズを発症して報告される者の割合を減少させるとともに、診断された HIV 感染者・エイズ患者に対して適切な医療を提供できる体制を整えること、さらに、HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV 検査を受けやすい環境を整備し、HIV 検査を必要とするヒトの受検率を高めるための普及啓発活動や検査受検に至らない理由など様々な課題を抽出し。対策を検討し、着実に受検率への向上に努めてきた。</li> <li>・ 患者の治療成績に結びつく内容であったことが評価できる。</li> <li>・ 東京オリンピック開催などによる日本へのインバウンド人口の増加、外国籍 HIV 感染者の増加など感染拡大要因が増加しており、本研究の重要性が高まりつつある。外国人に対する HIV 検査と医療サービスへのアクセス向上について、多言語対応のモデル構築に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 「該当なし」</p>

(2) 論文数などの業績 (令和元年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
23	7	28	85	258	30	0	0	1	0

## 5. 研究成果の評価

<b>必要性 の観点 から</b>	本研究事業の成果は、平成 29 年度中のエイズ予防指針の改正に活用され、今後の予防指針の改正にも活用される。また、HIV 検査の受検率の向上にむけた取り組み、医療サービスのアクセス向上など、国内の HIV 感染症の早期発見、適切な医療体制の構築に貢献している。
<b>効率性 の観点 から</b>	全拠点病院に対して行っている調査と、データベース (NDB) 等を介した解析結果の整合性に関する調査を行い、データベース解析の有用性を評価し、今後の調査の更なる可能性を見いだした。また、我が国の HIV 診療に関する現状の調査 (通院患者数や合併症の種類や数の集計等) も行い、今後の医療体制の在り方を検討する上で重要なデータを得ることができた。
<b>有効性 の観点 から</b>	全国の HIV 陽性患者の現状を把握する調査システムが構築され、今後のデータベース解析の有用性・可能性を見いだした。また、拠点病院を中心とした我が国のエイズ診療の特徴 (通院患者数や合併症等) が明確になり、。今後は、より小さな医療圏でもエイズ診療が行われるような体制の整備を行う。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

- ・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じた HIV を含む感染症対策を検討し、効果的な予防対策を実施する必要がある。
- ・精神・心理的支援方策および臨床心理士・ソーシャルワーカー連携体制については HIV 感染症診療の提供体制との整合性の検討が重要と考えられる
- ・医療の提供に関する課題として HIV 感染症診療の提供体制の評価及び改善、ブロック拠点病院のない自治体における中核拠点病院の機能評価と体制整備を行う必要がある。

<参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究  
 (全国の拠点病院の整備)  
 (令和2年度～令和4年度)

厚生労働科学研究費補助金 エイズ対策研究事業

[ホーム](#) [お問い合わせ](#)

Google カスタム検索

ご利用の皆さまへ  
 掲載病院の皆さまへ  
 拠点病院診療案内とは  
 歯医者さんをお探しの方  
 派遣カウンセリング制度について  
 腎臓の病気について  
 看護師向け研修について

**HIV拠点病院の検索にご活用下さい**

HIV感染者患者さんの紹介や相談、地域で受診できる病院の検索など、広く皆さまにご利用いただけるように厚生労働科学研究費補助金「HIV感染症の医療体制の整備に関する研究」班が作成しました。

[詳しくはこちら](#)

**エリアから探す**

北海道 → 北海道

東北  
 → 青森 → 岩手  
 → 宮城 → 秋田  
 → 山形 → 福島

関東・信越  
 → 茨城 → 栃木  
 → 群馬 → 埼玉  
 → 千葉 → 東京  
 → 神奈川 → 山梨  
 → 長野 → 新潟

北陸  
 → 富山 → 石川  
 → 福井

近畿  
 → 滋賀 → 京都  
 → 大阪 → 兵庫  
 → 奈良 → 和歌山

中国・四国  
 → 鳥取 → 島根 → 岡山  
 → 広島 → 山口 → 徳島  
 → 香川 → 愛媛 → 高知

九州・沖縄  
 → 福岡 → 佐賀 → 長崎  
 → 熊本 → 大分 → 宮崎  
 → 鹿児島 → 沖縄

東海  
 → 岐阜 → 静岡  
 → 愛知 → 三重

**区分から探す**

→ ブロック拠点病院    → 中核拠点病院    → 指定自立支援医療機関(免疫)

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	肝炎等克服政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局がん・疾病対策課・肝炎対策推進室
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	177,141	7	7
平成30年度	306,134	9	9
令和元年度	308,635	9	9

## 3. 研究事業の目的

肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の主旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、診療体制や社会基盤の整備等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

### （1）概要

#### ① 目的とする成果が十分に得られた事例

・職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（平成29年度～令和元年度）において、職域（協会けんぽ）における既存の肝炎ウイルス検査を勧奨するリーフレットをNudge理論を応用し、簡易化することにより、受検率の向上につながったことから、協会けんぽから研究班作成のリーフレットの使用依頼があり令和2年度から全支部において、改訂された受検申込書が活用されることとなった。また、仕事と治療の両立支援が可能であることを周知するための啓発資材の展開や、関係学会による連携フォーラムが開催された。電子カルテアラートシステムの開発・普及に加え、院内肝炎医療コーディネーターの関与が肝炎ウイルス検査陽性者の受診率や紹介率の向上につながった。

・肝炎の病態評価指標の開発と肝炎対策への応用に関する研究（平成29年度～令和元年度）において、国民の肝炎ウイルス検査の受検状況の実態把握を目的に国民調査による受検率調査を行い、平成23年度と比較して、累積の受検率が上昇して

いることが分かった。また、肝炎対策の自治体事業指標や、肝疾患診療連携拠点病院事業指標、肝炎医療指標（肝疾患専門医療機関向けを含めた）、肝硬変移行率指標を開発し、肝炎対策の取組を評価・検証する方法を示した。開発された肝炎医療指標調査において、拠点病院では高度な肝炎専門医療が均てん化され実施されていることが明らかとなった。

・肝炎ウイルス検査受検から、受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究（平成 29～令和元年度）において、肝炎医療コーディネーターのニーズを調査し作成した、コーディネーターの養成や活動を支援するマニュアルや、他職種にコーディネーターの支援を促すハンドブックを全国展開した。さらにコーディネーターがアクセスできる活動支援のポータルサイトを作成し、展開した。肝炎医療コーディネーターの活動により肝炎ウイルス検診受検後の受療率向上に繋がる。また、患者への細やかな支援が可能となる。

・肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（平成 29～令和元年度）において、看護学生や病院職員を対象とした肝炎患者に対する適切な対応等に関するアンケート調査から、肝炎等に関する認識を明らかにした。また、肝炎で通院中の患者に対するアンケート調査により偏見や差別の実態を明らかにし、肝炎患者のおかれた状況について考えるシンポジウム等を開催し、偏見や差別の事例集を作成した。患者代表や法律専門家等の多職種による様々な視点から問題点を抽出し、肝炎に対する正しい知識や適切な対応を自己学習できる教材を作成した。

・「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究」（平成 30年度～令和 4 年度）において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及のため、医療機関用のマニュアル等を作成し、自治体や医療機関、保険者など関係機関に周知するとともに、事業に係る都道府県の指定医療機関の情報を整備した。事業で収集された臨床個人票を管理するシステムを構築した。事業に該当する患者数の推定のために 7 ヶ所の肝疾患専門医療機関でパイロットスタディを実施し、結果を踏まえて全国調査を実施した。肝がん、重度肝硬変患者の治療や長期予後等の調査のため、NCD（National Clinical Database）を利用した登録システムを構築し、データを収集した。

・「肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス肝炎排除への方策に資する疫学研究」（令和元年度～3 年度）はわが国の肝炎キャリアの疫学情報を収集・分析している。健康増進事業による受検者のキャリア率を推計し、初回供血者集団と同程度にまで陽性率が低下していることが明らかとなった。肝炎政策立案の基盤資料と

して活用するために、NDB（レセプト情報・特定健診等情報のデータベース）データに基づく肝炎患者数の実態調査の解析方法を検討した。また、IQVIA（医薬品販売実績データベース）に基づく地域毎の肝炎治療の実態把握を行った。

・地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究（平成30年度～令和2年度）において、かかりつけ医と肝疾患専門医療機関の診療連携に関するアンケート調査を実施し、診療連携の障壁となりうる要因を明らかにした。モデル自治体において、妊婦健診で肝炎ウイルス検査陽性の妊婦さんへの出産前からのフォローアップ体制を確立した。

・肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（平成30年度～令和2年度）で、一般生活者・保育施設勤務者等を対象とした肝炎ウイルスの感染防止について学習するe-learning systemを構築した。HBVワクチン接種状況とHBV感染マーカーについて把握するためのアンケート調査を実施、集計した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし。

（2）論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
5	11	22	58	44	11	0	0	2	48

## 5. 研究成果の評価

<p><b>必要性 の観点 から</b></p>	<p>平成22年1月に肝炎対策基本法が施行され、同法に基づいて平成23年5月に告示され、平成28年6月に改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。また、平成24年度を初年度として取りまとめられ、平成28年12月に中間見直しが行われた肝炎研究10カ年戦略においても肝炎に関する疫学・行政研究を含め総合的に研究を推進することが盛り込まれているため、継続的な研究が必要である。</p> <p>肝炎等克服政策研究事業は、肝炎総合対策を推進するため、受検促進、適切な肝炎医療の推進、新たな感染の防止、偏見・差別の防止、地域における診療連携体制の構築、肝炎対策の評価、肝炎総合対策を長期視点からみた評価、疫学研究など、幅広く研究を実施している。</p>
----------------------------------	--

	<p>令和元年度に得られた研究成果により、職域における肝炎ウイルス検査の受検率の向上や肝炎医療コーディネーターの活動を支援することで、コーディネーター介入による受診率の向上が期待できる。また、肝炎対策に係る指標の評価が進んだことにより肝炎総合対策の検証が可能となる。さらに、肝炎患者のおかれた状況についての事例集作成によって偏見・差別に対する理解が進んだ。今後も同研究の一層の推進が必要である。</p>
<p><b>効率性の観点から</b></p>	<p>各研究は専門性をもった研究者で実施され、研究協力者により適切なサポートが行われている。研究班の会議には事務局から有識者を派遣し、その都度適切な助言を行っている。成果は研究発表会で報告され、評価委員会によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。関連する分野については、研究者間の相互の連携や、研究成果発表会への各研究者の参加を案内し、他研究課題の成果の共有を行っている。班会議には厚生労働省の担当者も参加して研究者と連携を図っている。</p>
<p><b>有効性の観点から</b></p>	<p>研究成果は、令和2年度より開始する新たな研究班の基盤データとして、肝炎総合対策推進のために活用できる。地方自治体担当者が出席する会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会で成果を報告し、行政機関や医療機関に広く還元され、肝炎総合対策の推進に貢献している。その結果、国民の健康の保持、増進のために還元されることが期待される。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>我が国は世界に先駆けて、平成元年に HCV の輸血時スクリーニングを導入し、輸血による感染リスクは著しく減少した。また HBV に対しては昭和 61 年から B 型肝炎母子感染防止事業として、HBs 抗原陽性の妊婦から出生した児に対して、抗 HB ヒト免疫グロブリン投与および B 型肝炎ワクチンの接種を開始し、小児のキャリア数は減少した。更に平成 28 年 10 月より 0 歳児への HBV ワクチンの定期接種が開始されたことから、今後もさらに感染者数は減少してくるものと期待される。しかしながら、我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、受検者の感染が判明した際に、受検から受診、受療へのカスケードを加速させる取組や、定期的に医療機関を受診していない者へ受診を促す取組が必要である。これらの取組においては、これまでの研究で養成を推進してきた肝炎医療コーディネーターの活躍が期待されているが、今後はその活動による効果を最大化するため、その活動の質をいかに向上させるかが求められており、肝炎医療コーディネーターの配置状況や活動状況について実態調査を行っていくことが必要である。さらに養成したコーディネ</p>
--

ネーターの活動が継続されるような取組も必要である。また、肝炎ウイルス検査の受検率のさらなる向上にむけた職域における肝炎ウイルス検査の促進、そこでの陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組の推進の検討等が必要である。さらに、被扶養者に対する肝炎ウイルス検査の受検勧奨も必要である。受検勧奨と同時に、重複受検をいかに回避するかも検討されなければならない。加えて、肝炎患者等に関する偏見・差別への対策や地域差等の問題点についての調査、肝硬変の病態別の実態把握、地域における病診連携推進を全国に均てん化する取組、効果的な肝炎施策が実施されているか評価する指標を全ての自治体で実装し活用していくこと等が課題として挙げられる。新規治療等の導入やその推進が我が国の肝炎医療に及ぼす効果の検証に加え、キャリア数の実態把握など正確な疫学データの収集解析など、効果的な政策立案のため、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。今後はこれまでの政策研究の成果を活かしつつ、それぞれの集団の特性に応じた感染リスクへの対応や ICT 等の新たなツールやソーシャルメディアを活用した肝炎総合対策を推進していく必要がある。

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究」（令和元年度に終了）

協会けんぽにご加入の皆様へ

### 肝炎ウイルス検査実施のお知らせ

協会けんぽの健康診断では、生活習慣病予防健診と同時に、肝炎ウイルス検査を実施しております。

通常2,040円の検査が**612円**で受けられますので、ぜひこの機会に受けてください。

(注) 過去に健康診断で肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は対象ではありません。

#### 肝炎ウイルス検査 実施概要

検査費用：2,040円 ➡ **612円**

申込方法：裏面をご記入ください。

検査方法：  
一般健診の採血の際に、同時に採血をします。  
特別な検査は必要ありません。

検査を希望する方は、裏面をご記入の上、  
一般健診受診の際に、受付にご提出ください。

全国健康保険協会 福岡支部  
協会けんぽ

「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」（令和元年度に終了）





## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	地域医療基盤開発推進研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医政局総務課
関係部局	医政局内各課室

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	274,439	67	60
平成30年度	312,332	83	65
令和元年度	312,332	68	56

## 3. 研究事業の目的

少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化・高度化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の養成、医療安全の推進、医療の質の確保等の実施に資すること。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>① 地域の実情に応じた医療提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究（平成30年度～令和2年度）においては、医療計画の中間見直しに関して必要な指標の例が得られ、各都道府県における医療計画の見直しに今後活用される。</li> <li>「総合診療が地域医療における専門医や多職種連携等に与える効果についての研究」（令和元年度）は、フィールド調査およびキャリア形成に関する実態調査、タスクシフティングプログラムの開発と検証等を行った。</li> <li>「看護師の特定行為研修修了者の活用に関する研究」（令和元年度～令和2年度）においては、研修修了者のアウトカム指標の抽出において、活用の実態が示され、医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に関する検討会の資料として活用された。</li> <li>「地域包括ケアシステムにおける効果的な訪問歯科診療の提供体制等の確立のための研究（平成30年度～令和元年度）において、歯科訪問診療推進マニュアルを作成したことから、本マニュアルを必要に応じ周知するとともに、マニ</li> </ul>

ュアル作成にあたり行った実態把握の結果等を今後の歯科医療提供体制の検討における基礎資料とする予定である。また、歯科におけるオンライン診療の実態把握及び診療データの蓄積を行ったことから、本研究により得られた成果を、今後、歯科におけるオンライン診療の検討に活用する予定である。

## ② 医療人材の養成

- ・「新たな臨床研修の到達目標・方略・評価を踏まえた指導ガイドラインに関する研究」（令和元年度）は、平成30年度に作成した「医師臨床研修指導ガイドライン」のブラッシュアップ作業を行った。
- ・「AIを活用したゲノム医療推進に係る人材育成に関する萌芽的研究」（令和元年度）は、指導による要点の整理を行い、AIを活用したがんゲノム医療の専門家育成指導事例集とカリキュラム案を取りまとめた。
- ・「保健師助産師看護師国家試験における現状の評価及び出題形式等の改善に関する研究」（令和元年度）においては、保健師助産師看護師国家試験の現状に関するデータ及び出題内容・出題形式等に関する提言等の成果が得られ、令和2年度医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会において今後活用される予定である。

## ③ 医療安全の推進

- ・「医療安全に資する病院情報システムの機能を普及させるための施策に関する研究」（平成30年度～令和2年度）において、画像レポート見落とし防止対策の現状調査から、「画像診断レポート、病理診断レポートの見落とし防止対策システムの機能の解説」、「画像レポート見落とし事例集」、「画像診断レポート、病理診断レポートの見落とし防止対策システムの機能使用項目」を作成し、事務連絡にて周知した。
- ・「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」（令和元年度）において、生命維持管理装置等のうち人工呼吸器及び血液浄化装置並びに放射線関連機器等のうちリモートアフターローディング装置及びガンマナイフ装置に関する保守点検及び研修に関する指針案を作成した。令和2度は除細動器及び閉鎖式保育器の指針案の作成に取り組み、令和2年度末までに作成する指針を踏まえて、医療現場で活用されることを目的とした保守点検に関する通知を令和3年度に発出する予定である。

## ④ 医療の質の確保等

- ・「病院における薬剤師の働き方の実態を踏まえた生産性の向上と薬剤師業務のあり方に関する研究」（平成29年度～令和元年度）の結果を踏まえて、病院

薬剤師の業務の診療報酬上の評価を充実するために、中医協における検討資料として活用された。

- ・「診療ガイドラインの今後の整備の方向性についての研究」（平成30年度～令和元年度）等において、診療ガイドラインに関する整備や方針を俯瞰的にまとめたロードマップを提示し、さらにデータベース研究の活用方策、医療経済的評価の位置づけ等の次に進めるべき方針を示し、厚生労働省委託事業である「EBM普及推進事業」と連携し今後の方策の基礎資料として活用された。
- ・「日本の都道府県別の保健システムパフォーマンス評価方法の開発」（令和元年度）は、我が国の最新の疾病負荷の推計を行い、米国ワシントン大学等との研究連携により技術的な課題の同定を図った。
- ・「死因究明等の推進に関する研究」（令和元年度）は、検案に係る費用の地域間格差の是正に資する検案料支払い基準の見直し及び死亡診断書の電子的交付及び提出のスキームを検討した。
- ・「献体による効果的医療技術教育システムの普及促進に関する研究」（令和元年度）は、「臨床医学研究における遺体使用に関する提言（案）」を作成し、手術手技実習と医療機器開発における献体使用の方向性を示した。
- ・「医療通訳認証の実用化に関する研究」（平成29年度～令和元年度）の研究活動を通じて、民間医療通訳資格の認証のあり方等が議論され、その結果を活かす形で国際臨床医学会が認定団体となり「医療通訳士」の認証制度を開始した。実用化として、令和元年度に「実務者認定」がスタートし、審査の結果75名が「認定医療通訳士」として認定された。認定者は全国で活動し、医療通訳対象言語は英語、中国語、ロシア語、タイ語など10言語にわたり、また通訳者出身国も日本のみならず中国・マレーシアなど11か国にわたる。さらに、実務者認定に加えて「医療通訳試験実施団体」にも3団体が認定された。

⑤ 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
8	8	20	0	22	2	0	0	4	146

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	社会的環境が変化し国民のニーズも多様化する中で、豊かで安心できる国民生活を実現するためには、様々な医療行政の推進にあたっての課題を解決し、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた
------------------	--

	適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できるよう整備し、地域で継続して生活を送れる医療体制の構築に資する研究が実施されており、本研究事業の必要性は高い。
効率性の観点から	<p>本研究事業は、医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則2年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ定期的な進捗管理を行っている。</p> <p>行政ニーズを踏まえて、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料として活用すること等を前提にして研究課題が組み立てられているものが多く、行政課題の検討を効率的に進めることができる。</p>
有効性の観点から	多くの研究課題の成果が施策に反映されており、既に現時点においても、令和元年度の研究課題から、医療計画の中間見直しに必要な指標を示すとともに、「医師臨床研修指導ガイドライン－2020年度版」の策定等にも活用されており、有効性が高い研究事業である。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障制度改革の実現や新たな医療政策のニーズに応えるため、引き続き、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステム構築の推進に資するような研究を推進する必要がある。また、本研究事業での成果が医療の現場等に広く周知され、新たな医学・医療技術や情報通信技術等を活用されるように実用性を高めていく必要がある。

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（平成30年度～令和2年度）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について（医政地発0413第1号令和2年4月13日）

医政地発0413第1号  
令和2年4月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
(公 印 省 略)

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患をいう。）・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）をいう。）及び在宅医療（居宅等における医療をいう。）の体制構築に関する指針については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）により示しているところであるが、本年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のまとめ」（別紙1）等を踏まえ、課長通知の一部を別紙2新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

なお、第7次医療計画の中間見直しの時期については、今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。

「医療安全に資する病院情報システムの機能を普及させるための施策に関する研究」（平成30年度～令和2年度）「画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について」（事務連絡令和元年12月11日）

事務連絡  
令和元年12月11日

各都道府県保健所設置市特別区衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について

医療機関における画像診断報告書等の確認不足を防止するため、これまで、「画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策について」（平成29年11月10日付け医政局総務課医療安全推進室事務連絡）及び「画像診断報告書等の確認不足に関する医療安全対策について（再周知のお願い）」（平成30年6月14日付け医政局総務課医療安全推進室事務連絡）により注意喚起を図ってきたところである。

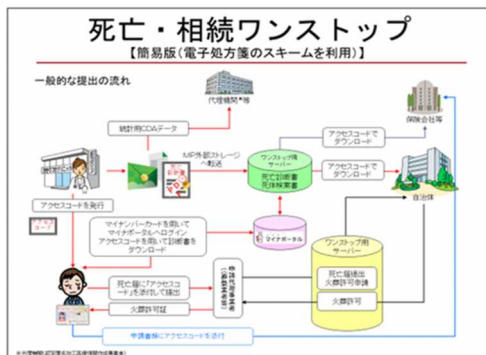
しかし、その後も公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する医療事故情報収集等事業において同様の事案報告が続いており、一般社団法人日本医療安全調査機構においても平成31年4月に医療事故の再発防止に向けた提言第8号「救急医療における画像診断に係る死亡事例の分析」が公表されました。

こうした状況を踏まえ、今般、平成30年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）による「医療安全に資する病院情報システムの機能を普及させるための施策に関する研究」において取りまとめられた研究報告書（別紙1）より、今後、画像診断報告書等に記載された重要所見の見直しを防止するために留意して頂きたい組織的な対応について、下記のとおり整理しました。なお、この組織的な対応については日本学術会議臨床医学委員会放射線・臨床検査分科会から令和元年9月に公表された「CT検査による画像診断情報の活用に向けた提言」（別紙2）においても言及されており、また、医療機関において工夫されている取組についても、あわせて情報提供いたします。

記

報告書に記載された緊急度の高い所見や重要所見を受けて必要な対応がとられるためには、組織的な伝達体制や確認体制を構築することが推奨される。

「死因究明等の推進に関する研究」（令和元年度）



「医療通訳認証の実用化に関する研究」（平成29年度～令和元年度）

看護師の特定行為研修修了者の活用に関する研究（令和元年度～令和2年度）

### 特定行為研修修了者配置による医師の労働時間への影響

【研究方法】  
デザイン：後ろ向き調査及び研修修了者へのヒアリング  
調査項目：出勤動向別に基づいた医師の年間勤務時間  
調査期間：特定行為研修修了者配置前 2016年度  
特定行為研修修了者配置後 2017年・2018年度  
調査施設：特定機能病院（500床以上）  
研修者の配置：心臓血管外科に2名の  
特定行為研修修了者（21区分修了）を配置

【研究結果】  
特定行為研修修了者の配置前と比べ、  
配置後に医師の年間平均勤務時間が有意に短縮

医師一人あたりの年間平均勤務時間	配置前	配置後	P値
	2390.7時間 (SD:321.2)	1944.9時間 (SD:623.2)	0.008

◆研修修了者の活動内容  
●病棟管理を主とし、それまで医師が実施していた外来との調整や入院のベッドコントロールを実施  
●医師不在時は、病棟看護師からの相談・報告を受けて、医師の急病指示の範囲内で処置  
●研修者2名で、1か月間で28の特定行為を計281件実施  
◆実施内容①  
術前の患者管理（検査・絶対安静・麻酔科外来）、心臓血管外科外来、術後ケア（処置の介助、NLS研修者との心臓血管科フレックスICUでの術後管理（人工呼吸器管理など）、CV抜去やPICC挿入、輸液量の調整など

項目	実施前	実施後
1. 研修修了者による病棟管理	0	5
2. 研修修了者による外来調整	0	2
3. 研修修了者による入院調整	0	3
4. 研修修了者による手術室調整	0	1
5. 研修修了者によるICU調整	0	1
6. 研修修了者による手術室調整	0	1
7. 研修修了者による外来調整	0	1
8. 研修修了者による手術室調整	0	1
9. 研修修了者によるICU調整	0	1
10. 研修修了者による手術室調整	0	1
11. 研修修了者による外来調整	0	1
12. 研修修了者による手術室調整	0	1
13. 研修修了者によるICU調整	0	1
14. 研修修了者による手術室調整	0	1
15. 研修修了者による外来調整	0	1
16. 研修修了者による手術室調整	0	1
17. 研修修了者によるICU調整	0	1
18. 研修修了者による手術室調整	0	1
19. 研修修了者による外来調整	0	1
20. 研修修了者による手術室調整	0	1
21. 研修修了者によるICU調整	0	1
22. 研修修了者による手術室調整	0	1
23. 研修修了者による外来調整	0	1
24. 研修修了者による手術室調整	0	1
25. 研修修了者によるICU調整	0	1
26. 研修修了者による手術室調整	0	1
27. 研修修了者による外来調整	0	1
28. 研修修了者による手術室調整	0	1
29. 研修修了者によるICU調整	0	1
30. 研修修了者による手術室調整	0	1
31. 研修修了者による外来調整	0	1
32. 研修修了者による手術室調整	0	1
33. 研修修了者によるICU調整	0	1
34. 研修修了者による手術室調整	0	1
35. 研修修了者による外来調整	0	1
36. 研修修了者による手術室調整	0	1
37. 研修修了者によるICU調整	0	1
38. 研修修了者による手術室調整	0	1
39. 研修修了者による外来調整	0	1
40. 研修修了者による手術室調整	0	1
41. 研修修了者によるICU調整	0	1
42. 研修修了者による手術室調整	0	1
43. 研修修了者による外来調整	0	1
44. 研修修了者による手術室調整	0	1
45. 研修修了者によるICU調整	0	1
46. 研修修了者による手術室調整	0	1
47. 研修修了者による外来調整	0	1
48. 研修修了者による手術室調整	0	1
49. 研修修了者によるICU調整	0	1
50. 研修修了者による手術室調整	0	1

## 認定医療通訳士の誕生の通知文

日本で初めて「医療通訳士」が誕生しました。

2019年1月31日に国際臨床医学学会（ICCM）認定の医療通訳士が誕生しました。認定はヨーロッパの臨床医学学会、検査技術学会、アセスメント学会、看護学会と並びましたが、日本で初めて「医療通訳士」という名称がつけられることが実現しました。医療通訳士および関係者の皆様からこれまでご協力に感謝申し上げますとともに、今後は、医療通訳士の活動の場も広がります。医療通訳士の活動の場を広げるための活動とともに、医療機関や行政、企業などとの連携も進められて「医療通訳士」の活動の場も広がります。医療通訳士による活動の場も広がります。

76名の医療通訳士の誕生。おめでとうございます！

以下に、日本で初めて「医療通訳士」となった方々の名前を掲載させていただきます。

国際臨床医学学会・医療通訳士認定委員会

\*\*\*\*\*

国際臨床医学学会（ICCM）認定医療通訳士（認定者認定）の認定を受けた方々の一覧  
（国際臨床医学学会 2019年1月31日）

1. 合計数：76名
2. 所属国/地域：10カ国（日本語・邦語圏）
  - ・英語 → 英語圏 → ポルトガル語 → スペイン語 → ロシア語 → タイ語
  - ・ポルトガル語 → スペイン語 → フランス語 → フィリピン語
3. 出身の国/地域（10カ国）
  - ・日本 → 中国 → ロシア → マレーシア → ハルビン → フラジラ → フィリピン
  - ・ポルトガル → タイ → アメリカ → 台湾
4. 認定資格/学位（10カ国）
  - ・医師 → 薬剤師 → 看護師 → 検査技師 → 理学療法士 → 言語聴覚士 → 作業療法士 → 歯学部
  - ・医師 → 医師 → 検査技師 → 検査技師 → 検査技師 → 検査技師

なお、「医療通訳士」という名称は国際臨床医学学会が2019年に申請しています。国際臨床医学学会の認定医療通訳士の認定は、今後の活動を認めています。

以上

<http://www.iccm-japan.org/activities/medical-translation/>

国際臨床医学学会ホームページより  
2020.3.31

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
関係部局	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課、化学物質対策課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	97,713	39	17
平成 30 年度	97,313	26	23
令和元年度	99,680	20	19

## 3. 研究事業の目的

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする総合的な研究事業である。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証（平成 30 年度～令和元年度）」の研究成果を活用した転倒・腰痛防止用視聴覚教材を開発し、厚生労働省のホームページに掲載した。</p> <p>「じん肺エックス線写真による診断精度向上に関する研究（平成 29 年度～令和元年度）」において CAD を用いたじん肺の CT 画像の評価はじん肺の病型判断に有用であるという成果が得られ、「じん肺標準エックス線写真集」に追加するかじん肺部会審査会で検討に用いる予定である。</p>
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例</p> <p>該当なし</p>

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	1	0	0	11	5	0	0	0	0

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業4日以上労働災害は第13次労働災害防止計画の起算年である平成29年比で増加しており、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、災害の大幅な減少に向けた安全衛生対策の強化が必要となっている。</li> <li>・また労働衛生面では、長時間労働やメンタルヘルスの問題、石綿や発がん性を伴う化学物質の取り扱いの問題など、喫緊の対応が必要な課題も増加している。</li> <li>・これらの課題を解決し、第13次労働災害防止計画において掲げる「安心して健康に働くことができる職場」の実現のためには、本研究事業の効率的な実行による科学的根拠の集積とこれに裏付けされた行政施策を推進していく必要がある。</li> </ul>
効率性 の観点 から	<p>労働安全衛生においては依然として非常に多くの政策課題があるものの、限られた事業予算の中で最大限の効果を得る必要があることから、特に優先すべき重点課題を定め、課題の採択、研究費の配分においても、重点課題に直結した成果を出せる研究となるよう必要額を精査しており、効率性は高い。</p>
有効性 の観点 から	<p>本研究事業においては、令和元年度は上記のような問題に対応した19件の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる成果が得られている。</p>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施することとし、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「第5次科学技術基本計画」、「未来投資戦略」及び「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施することとする。



## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

転倒・腰痛防止用視聴覚教材を「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」のパンフレットに掲載。

「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証（平成30年度～令和元年度）」

### ✚取組の例✚

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	食品の安全確保推進研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
関係部局	医薬・生活衛生局内食品安全関係課室

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	476,471	46	39
平成 30 年度	526,171	52	39
令和元年度	577,056	42	37

## 3. 研究事業の目的

国民の健康に直結する食品安全にかかるリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>① 食品安全施策の基本的な枠組みを強化する研究に関する主な成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【日本国内流通食品に検出される新興カビ毒の安全性確保に関する研究（令和元年度から令和3年度）】今後、国際機関でのリスク評価が見込まれるカビ毒について一斉分析法及び簡易分析法を開発した。また汚染実態データの収集や分析法の妥当性評価を進めており、次年度以降も引き続き実施予定である。</li> <li>・【既存添加物の品質向上に資する研究（平成29年度から令和元年度）】既存添加物の成分規格案を作成し、食品添加物公定書の作成にむけた検討会において基礎資料として活用した。薬事・食品衛生審議会において審議の上、第9版食品添加物公定書追補1として告示改正した（令和2年6月）。</li> <li>・【食品添加物の安全性確保に資する研究（令和元年度から令和3年度）】添加物の摂取量調査を添加物の安全性評価における評価書作成に活用した。</li> <li>・【新たなバイオテクノロジーを用いて得られた食品の安全性確保とリスクコミュニケーションのための研究（平成30年度から令和2年度）】ゲノム編集技術応用食品を含むバイオテクノロジー応用食品について、消費者や開発者等へのリスクコミュニケーション推進に資するパンフレットなどを作成した。</li> </ul>

- ・【「健康食品」の安全性・有効性情報データベースを活用した健康食品の安全性確保に関する研究（平成30年度から令和2年度）】健康食品等に使用される原材料64種類について、医薬品との相互作用に関する情報を「健康食品」の安全性・有効性情報データベースに掲載し、健康食品の摂取に伴う健康被害発生時の対応の参考情報とした。
- ・【食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究（平成29年度から令和元年度）】食品中の放射性物質検査結果の詳細解析を行い検査計画策定ガイドラインに反映した。
- ・【食品由来薬剤耐性菌のサーベイランスのための研究（平成30年度から令和2年度）】薬剤耐性状況の研究成果について、薬剤耐性ワンヘルス動向調査年次報告書2019に活用された。
- ・【食品由来が疑われる有症事案に係る調査（食中毒調査）の迅速化・高度化に関する研究（平成29年度から令和元年度）】食中毒の集団発生・広域散発事例の探知を目的として、広域事例疑い探知システムを令和元年6月より稼働させ、食中毒調査に活用された。

②食品衛生規制の見直しに活用する研究に関する主な成果

- ・【食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究（令和元年度から令和3年度）】食品用器具・容器包装等の製品の多様化、新規材質の開発、再生材料の使用、諸外国からの輸入品の増加等により生じる課題に対応するよう、器具容器包装に関する告示の改正内容を検討した。
- ・【食品を介する家畜・家禽疾病のリスク管理に関する研究（平成29年度から令和元年度）】と畜・食鳥処理場におけるHACCP検証手法に関する研究成果が、令和2年5月の自治体向け通知「と畜場検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に活用された。

③外交交渉や国際貢献等に活用する研究に関する主な成果

- ・国際食品規格であるコーデックス規格の策定に係る国際交渉において、科学的知見の提供等により日本政府の対応を支援した。また、コーデックス委員会の活動への国際貢献の一環として、食品分析の国際動向に関するシンポジウムを開催した（令和元年12月）。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
特になし

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)	その他の論文 (件)	学会発表 (件)	特許等 (件)	その他 (件)

和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
13	17	21	1	69	16	0	0	1	4

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	食品の安全性の確保は、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっており、国民の健康へ直接的に影響を及ぼすことから、食品のリスク分析（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）の考え方にに基づき、厚生労働省は食品のリスク管理機関として位置づけられている。本研究事業の実施により、科学的な根拠に基づく施策（食品等の規格基準の策定、効果的・効率的な監視・検査体制の整備等）が可能となることから、食品の安全確保の推進に極めて必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	食中毒対策、食品中の有害物質（残留農薬、放射線等）などの国民の関心の高い研究に加え、新たな課題への対応、また、リスクコミュニケーションの手法の開発や新たな検査法の開発等を行っている。また、各種の通知やガイドラインの作成に直結しており、極めて、効果的・効率的に進められている。
有効性 の観点 から	得られた研究の成果は、食品安全行政の企画立案・評価を含め、日本国内で活用されるほか、国際機関にも提供される等、国際交渉や国際貢献にも活用されており、極めて有効性が高い。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を与える研究、食品中の各種分析法等を確立する研究等のリスク管理に資する研究、新たな技術を利用して開発された食品のリスク評価に資する研究課題などは重要であるため、引き続き、これらの研究を行う必要がある。

また、政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた食品の国際基準・国際整合性等に直結する研究等を研究課題として推進していく必要がある。

さらに、研究班の単位によらず複数研究班で共同してHPを開設したり、情報交換したりしてより効果的・効果的な研究を推進するなどの方策を検討すべきである。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

--

新しいバイオテクノロジーで作られた食品について（パンフレット  
（令和2年3月作成））



## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	カネミ油症に関する研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
関係部局	

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成29年度	209,713	1	1
平成30年度	209,713	1	1
令和元年度	209,713	1	1

## 3. 研究事業の目的

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症治療法等を開発することを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要				
① 目的とする成果が十分に得られた事例				
<p>特に、ダイオキシン類の人体への影響（毒性）のメカニズムに関するこれまでの研究成果を基礎とし、新たな治療法の開発に関連する以下の成果等が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類による酸化ストレスを糖尿病治療薬であるメトホルミンが抑制する機構が明らかとなった。</li> <li>・ベンゾピレンを投与したラットに生じる感覚異常を検討し、2000Hzの電子周波数ではベンゾピレンによって感覚閾値の有意な増加がみられ、これは桂皮によって抑制されることが明らかとなった。</li> </ul> <p>また、桂枝茯苓丸の臨床試験により、全身倦怠感、皮膚症状、呼吸器症状の一部が改善し、油症認定患者の生活の質の向上が確認された。</p>				
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし				
(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）				
原著論文 （件）	その他の論文 （件）	学会発表 （件）	特許等 （件）	その他 （件）

和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	平成 24 年 8 月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「推進法」とする。）においては、基本理念の一つとして、「カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させること」が示され、「国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」とされている。また、ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証（疫学調査）は世界的にも例がないため、本研究事業は科学的にも社会的にも極めて必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究が推進されており、得られた知見をもとに、基礎から臨床への移行が効率的・効果的に進められている。
有効性 の観点 から	研究は、推進法に基づき実施され、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るために行われており、極めて有効性が高い。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的、又は総合的な研究をより一層推進し、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図る。
--

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

全国油症治療研究班では、これまでに行ってきた検診、疫学調査、臨床試験をもとに油症の現況と治療についてのリーフレット等を作成。

(画像はいずれも九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターHP から抜粋)



また、国内・海外での学会発表や刊行物などの研究成果が多くある。





## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
関係部局	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課、医薬安全対策課、血液対策課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	165, 368	24	23
平成 30 年度	192, 124	26	25
令和元年度	205, 565	30	30

## 3. 研究事業の目的

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政における各種制度における課題に対して、本事業で政策的に実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○ 国際標準 GMP（Good Manufacturing Practice）等の国内導入</p> <p>医薬品製造所での医薬品品質システム（PQS）の導入と運用が適切に実施できるよう、調査時に活用するチェックポイントを作成し、普及のためのワークショップを開催した。また、品質管理監督システム（QMS）における電磁的な文書及び記録の管理に関するガイダンスを作成し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページにおいて公表した。さらに、再生医療等製品の治験製品の品質確保のため、治験製品の製造管理・品質管理に関する基準（治験製</p>

品 GCTP (Good Gene, Cellular, and Tissue-based Products Manufacturing Practice) ) ) の案を作成した。

○ 大麻に関する正しい知識のとりまとめと発信

近年の大麻の乱用の増加は、ネット等における「大麻は安全」といった誤った情報の流布が背景にあると考えられている。科学的な根拠に基づく大麻の乱用による心身への影響など、令和元年度までに「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」(平成 29～令和元年度)において収集した大麻に関する正しい知識を冊子としてまとめ、都道府県等に配布し、効果的な薬物乱用予防啓発活動が図られるよう支援した。

○ 危険ドラッグ対策

新たに指定薬物に指定され規制対象となった危険ドラッグに関して、「危険ドラッグ等の乱用薬物に関する分析情報の収集及び危害影響予測のための研究」(平成 30～令和 2 年度)において検出方法等をまとめて都道府県等の関係者に周知し、取締り等を支援した。

○ 国家検定の見直し

異常毒性否定試験について、研究班において試験省略の科学的妥当性を検証し、令和 2 年 5 月の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等」(昭和 38 年厚生省告示第 279 号)の一部改正によって一部省略規定を導入した。

また、ワクチンの安定供給を確保するため、研究班において並行検定の常時実施に向けた問題点及び対策について検討し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に係る取扱い等について」(令和 2 年 6 月 30 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・監視指導・麻薬対策課長連名通知)によって、並行検定を常時実施できる製剤を新たに指定した。

○ 一般用医薬品及び医薬部外品に関する広告について

店舗販売業、薬局、一般用医薬品の製造販売業における一般用医薬品の広告に関して、「「医薬品等適正広告基準」の改正に伴う一般用医薬品及び医薬部外品広告のフォローアップ調査研究」(令和元年度)においてその実態の一端を把握したところであり、今後、これらの者による広告の改善に活用される。

○ 販売情報提供活動監督部門の整備について

令和元年 10 月に施行された「医療用医薬品の販売に係る情報提供ガイドライン」に基づく販売情報提供活動監督部門の整備に関して、「「医療用医薬品の販売に係る情報提供ガイドライン」に基づく社内体制の整備の施行に伴う企業側実体の調査研究」(令和元～令和 2 年度)において実績を把握し、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに基づく社内体制の整備等

に関する調査結果について」（令和2年3月18日付厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を発出し、適切な体制の整備が行えるよう情報提供を行った。

○医薬品等の個人輸入規制の見直しについて

「国際流通する偽造医薬品等の実態と対策に関する研究（平成29～令和元年度）」においては、諸外国の医薬品輸入制度の実態把握及び液体クロマトグラフィ-質量分析法（LC-MS）やラマン分光分析など高度な分析法が偽造医薬品鑑別に有力な手法である等の成果が得られ、今後、個人輸入制度及び偽造医薬品対策に活用される。

○薬剤師の卒後研修の実態把握

国内で医療機関が独自に取り組んでいる卒後研修について、研修内容や実施体制の実態を調査するとともに、米国におけるレジデント制度を調査し、把握した内容をもとに、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、薬剤師の養成や資質向上に関する事項等を議論し、今後の薬剤師のあり方を検討した。

○新興・再興感染症に対する血液製剤の安全性対策

献血血液に混入する可能性のあるバベシア症や重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などのダニ媒介感染症の病態を明らかにするとともに、その検査体制および媒介生物の生態を踏まえた献血制限の方策を確立した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

（2）論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
21	7	2	0	51	6	0	0	2	1

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>【薬事監視等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製薬企業からの情報提供を鵜呑みにしないことの必要性など、診療所における医師の情報リテラシーの向上に貢献することが期待される。</li> <li>国内で流通する、人が経口的に服用する物の医薬品医療機器等法上の適切な取扱いにつながり、保健衛生上の危害発生防止等に大いに貢献している。</li> </ul>
---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品の個人輸入等によって国内に流通する偽造医薬品への対策の検討につながることで、保健衛生上の危害発生防止等に大いに貢献することが期待される。</li> <li>・ 医薬品の GMP 等の国際的なガイドラインを国内で活用可能な形として、基準の国際統合化を図ることで、国内に流通している医薬品の品質の確保が図られる。</li> </ul> <p><b>【血液事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の人や物資の国際的の移動の増加から新興・再興感染症等に対する血液製剤の安全性確保が課題となっており、今回の成果は、血液製剤の安全性の確保のために重要な成果である。</li> </ul> <p><b>【薬物乱用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻薬・向精神薬取締法など関連 4 法で厳しく規制される薬物及び植物、さらに今後これらの法律により規制される可能性の高い薬物及び植物について、迅速かつ効果的な分析と鑑別手法を提示したことは薬物の取締りに貢献するものである。</li> <li>・ 薬物乱用についての全国一般住民を対象とした意識・実態調査を行い、薬物等乱用の状況を把握するとともに、経年的変化をモニタリングすることで、薬物乱用・依存に関する各種対策の立案・評価を講じる上での基礎資料として供している。</li> </ul> <p><b>【薬剤師・薬局制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年 11 月に成立した改正医薬品医療機器等法において、薬剤師・薬局が患者から求められる役割を果たし、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするため、医療機関と薬局の連携強化に係る内容を盛り込んでおり、薬剤師・薬局がかかりつけとしての機能を発揮するとともに、専門性を有して患者に薬物治療を提供するため、医師と薬剤師の連携手段の一つである PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) のさらなる進展や卒後研修による薬剤師の資質向上策の検討が重要である。</li> </ul>
<p>効率性の観点から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究班会議には研究者だけでなく必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画している。例えば医療従事者、日本赤十字社、国立感染症研究所等との協力を通じて、研究用ウイルスの in vitro 産生法から赤血球製剤のウイルス不活化</li> </ul>

	法まで様々な手法の開発を行うなど、適切な体制で効率的に検討を行った。
有効性の観点から	<p><b>【薬事監視等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>血液製剤の国家検定手法について、諸外国のリスク評価も参考にしながら、国際統合化を図るため、SLP (Summary Lot Protocol) 審査の導入に向けた準備を行った。</li> <li>効果的かつ効率的な国家検定の実施に向けて、試験項目や試験頻度の見直しについて検討した。</li> </ul> <p><b>【血液事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究には血液事業者も参加しており、成果は直接事業者において実行される体制となっている。</li> </ul> <p><b>【薬剤師・薬局制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本年度の事業では、PBPMによる医療機関と薬局の連携を実践する地域拡大を図るとともに、PBPMによって連携を行う対象薬剤の拡大を検討した。また、長期処方分割調剤を実施した場合に、患者の服用期間中の継続的な副作用モニタリングや病状把握が可能となったことや、患者の服薬アドヒアランスの向上に寄与したことなど、薬剤師が介入することの効果を示された。</li> </ul>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

<p><b>【薬事監視等】 【薬物乱用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GMP等のガイドラインの国際統合化については、継続して研究を行うことにより、業界全体の底上げを進めると共に、間接的に国内製品の海外輸出にも貢献することが望まれる。</li> <li>国家検定については、近年の技術力の向上に伴い、国際的にもその在り方の検討が進められてきているところであり、国際統合性の観点から、より効果的かつ効率的な国家検定について検討していく必要がある。</li> <li>血液製剤へのSLP審査を令和元年7月から試行的に開始することとしており、試行結果を踏まえて本格運用に向けた検討を行う必要がある。</li> <li>令和2年度には危険ドラッグ等の化学物質を薬理学・毒性学的観点から迅速かつ簡便に検出する方法の開発に着手しており、引き続き検出感度の向上や機器の改良を行っていく必要がある。</li> <li>これまで食薬区分の判断されていない成分本質について、化学分析、文献調査等の結果から「専ら医薬品」たるものか（食薬区分）判断しリスト</li> </ul>
---

を充実化させ、引き続き企業の食品開発における予見可能性を高める必要がある。

- ・ 実際に医薬品卸売販売業者等における医薬品の管理状況の実態を確認するとともに、実際に医薬品の品質が確保されているかを調査した上で、品質管理が不適切な医薬品の流通を防ぐためのより具体的な方策について検討する必要がある。

#### 【血液事業】

- ・ 若年層の献血率の低下、新興・再興感染症等に対する血液製剤の安全性確保、医学的知見や医療技術の発展に伴う血液製剤の需給の変化などが今後の課題となっており、これまでの研究成果も含め、普及啓発等に活用していく必要がある。

#### 【薬剤師・薬局制度】

- ・ 改正医薬品医療機器等法において盛り込まれた医療機関と薬局の連携についてのみならず、薬剤師が、その専門性を有して患者の薬学的管理・指導を実施できるよう必要な研修内容の標準化や資質向上策についての検討が必要である。

### <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例



危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究（令和元年度）

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	化学物質リスク研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室
関係部局	国立医薬品食品衛生研究所 総務部業務課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	304,174	34	24
平成 30 年度	420,158	26	21
令和元年度	440,791	27	19

## 3. 研究事業の目的

本研究事業は、化学物質によるヒト健康へのリスクに関し、既存化学物質の総合的かつ迅速な評価、新規素材等に対する評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の不安解消、安全な生活の確保を図ることを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
・ 化学物質の有害性評価の迅速化・高度化・標準化（令和2年度も継続中） 化学物質の安全性評価手法として、OECD テストガイドラインの作成活動に研究成果を活用する等、国際貢献に寄与した。特に、皮膚感作性試験代替法 ADRA（Amino acid Derivative Reactivity Assay）、光安全性 ROS（Reactive Oxygen Species）アッセイ及び LabCyte EPI-MODEL24 を用いる腐食性試験代替法が、OECD にて試験法ガイドライン（TG）として採択され、国際貢献に寄与した。また、人工知能等の技術も活用しながら、QSAR（定量的構造活性相関）等の網羅的な毒性予測手法の開発や改良を行い、反復曝露の毒性評価の効率化に向けてデータの蓄積・解析を進めている。
・ シックハウス（室内空気汚染）対策（令和2年度も継続中） シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会での議論に必要な基礎データとして、研究事業の成果を活用した。さらに化学物質の分析に必要な不可欠なヘリウムガスの世界的な供給不足に関して、代替ガスを使用した測定方法の

検討を進めている。フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルの改定された指針値に対応可能な標準試験法を策定し、日本薬学会編衛生試験法・注解 2015：追補 2019 に公表、国内規格化され、今後国際規格化を目指し国際会議で継続的に審議する合意を得た。

- ・ ナノマテリアルのヒト健康への影響評価（令和 2 年度も継続中）  
ナノマテリアルの評価手法として、吸入曝露及び気管内投与手法等において、新たな評価手法が有効であることを示すことができた。
- ・ 家庭用品に含まれる化学物質の健康リスク評価等に関する研究（令和 2 年度も継続中）

家庭用品規制法で定められている試験法のうち、溶剤 3 種、防炎加工剤 3 種、防虫剤 2 種について、GC-MS 法の検討をした。特に、溶剤 3 種、防虫剤 2 種については試験法のバリデーションスタディが終了し、十分な精度及び感度を有し、既存の方法よりも簡便な測定方法が確立された。また、酸・アルカリ 4 種の試験法の検討や規制対象外の家庭用品及び有害物質に関する情報収集を行った。有害物質の試験法のプロトコール案を作成し、薬事・食品衛生審議会における審議を経た上で、家庭用品規制法施行規則を一部改正する予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例  
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和元年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
11	97	2	1	172	82	2	1	0	2

## 5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>本研究事業の「必要性」は以下の理由より極めて「高い」と評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。</li> <li>・ 家庭用品規制法に規定される有害物質（21 種類）の試験法の中には改正されていないものもあり、試験法の見直し等を今後も引き続き行い、本研究事業の研究成果に基づいて適正な法令改正等の検討を行う必要がある。</li> </ul>
---------------------------	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の毒性を網羅的に把握し、化学物質管理を確立することが、国際的な政策課題であるため、その解決に向けた化学物質の有害性評価の迅速化・高度化に関する研究は必須である。</li> <li>・ OECDにおいて、インシリコ、インビトロ、既存のインビボの毒性データを統合して化学物質の安全性を評価する取り組みや、全身毒性試験の有害性発現経路（AOP）を開発し、動物実験代替法を念頭においたテストガイドライン（TG）の公定化を行うなどにより化学物質の安全性評価が推進されており、わが国が積極的に貢献し、主導していくことは必須である。</li> <li>・ 化学物質の危険から子どもを守る取り組みが求められているため、化学物質により乳幼児・胎児等（高感受性集団）が受ける影響を体系的に評価する研究手法の開発、確立は必須である。</li> <li>・ ナノマテリアル等の新規素材によるヒト健康影響やその評価手法に関しては、安全性評価は確立されていないため、新たなリスク評価手法に関する研究は必須である。</li> <li>・ 室内微量環境化学物質については、代替物質等、新規の化学物質による問題が懸念されており、新たな指針値案の策定や既存の指針値の見直しを検討するために、シックハウス（室内空気汚染）に係る室内微量化学物質の測定法の開発、実態調査、及びリスク評価等に関する研究は必須である。</li> </ul>
<b>効率性の観点から</b>	<p>本研究事業の「効率性」は以下の理由より極めて「高い」と評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質安全対策の研究拠点でもある国立医薬品食品衛生研究所がFunding Agencyとして総合的な事業戦略を立案し、加えて研究費配分機能・プロジェクトマネジメント機能を担うことで、化学物質安全対策に関する実状把握と研究管理が一元的になされるよう配慮している。</li> <li>・ 化学物質リスク研究事業企画運営委員会を設置し、同委員会から本事業の方針や課題の設定について助言・指導を受け、本事業が適切に実施される体制を整えている。</li> <li>・ 事前、中間・事後評価の結果（評点及びコメント）を各研究課題の代表研究者にフィードバックし、その後の研究実施に役立てられるようにしている。</li> <li>・ 各研究課題で実施される班会議においては、必要に応じて化学物質安全対策室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理を行っている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い化学物質安全対策行政からの必要性に答えるべく、広範な研究課題を採択するよう心がけるとともに、特に重要性・喫緊性の高い分野を採択すべく、指定型と公募型を使い分けながら、メリハリを付けた研究支援を実施している。</li> </ul>
有効性の観点から	<p>本研究事業の「有効性」は以下の理由より極めて「高い」と評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採択・実施される研究課題は、事前評価、2回の中間評価、事後評価と4回の評価が実施されており、それぞれ書面ないしヒアリング、あるいはその両方によって、事前評価委員会委員、中間・事後評価委員会委員によって15点満点で採点・評価されている。これまで採択した研究課題の評点はほぼ全ての研究課題において10.00点を大きく上回っており、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会から研究課題の有効性が高いことが認められている。</li> <li>研究成果は、行政施策の科学的基盤となる検討会等の議論を加速させるだけでなく、化学物質審査規制法、毒物及び劇物取締法、家庭用品規制法の各施策や、その他の分野への活用のみならず、化学物質の安全性評価に係る基礎データとしても活用され、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも資するものである。</li> </ul>

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>今後さらによりよい事業とすべく、以下の点を留意して実施すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある、この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化、高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性や子どもなどに対する化学物質の安全性、シックハウス（室内空気汚染）の問題等、生活環境中の化学物質の安全性について調査や評価を進め、国民の不安解消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。</li> <li>研究の実施に当たっては、令和3年度もこれまでと同様、同じ研究分野の研究班相互の意見交換を積極的に実施するとともに、将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要であり、若手研究者の優先的な活用など新たな取り組みも検討していくことが望ましい。</li> <li>化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を、一層推進していくことが必要である。そのためには、事前・中間・</li> </ul>
--

事後評価による PDCA サイクルを回しつつ、引き続き、事前評価委員会委員及び中間・事後評価委員会委員から高い評点を得られるような研究課題を推進し、場合によっては go/no-go 判断等を行ってメリハリの効いた研究推進できる体制を検討することも必要である。

- ・ 上記の取り組みを実現すべく、事務局である化学物質安全対策室と Funding Agency たる国立医薬品食品衛生研究所の連携の深化及び国立医薬品食品衛生研究所の事業立案・進捗管理機能の強化を図っていく必要がある。

## <参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

室内空気環境汚染化学物質の標準試験法の策定およびリスク低減化に関する研究（平成 30 年度～継続中）

4.4.5 有機物質 51

### 4.4 空気試験法

#### 4.4.5 有機物質

##### 22) フタル酸ジ-*n*-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシル<sup>1)</sup> (新規)

【注解】

1) フタル酸ジ-*n*-ブチル (DBP) は、mp -35℃、bp340℃、常温では無色～淡黄色の粘り性の液体で、特徴的な臭気を有する。プラスチックの可塑剤として使用されるほか、塗料、顔料や接着剤に、加工性や可塑化効率向上のために使用されている。高濃度短期曝露で、目、皮膚、気道に刺激を与えることがある。室内空気中の濃度指針値(厚生労働省)は 17µg/m<sup>3</sup>で、ラットにおける生殖・発生への影響を毒性指標として設定された。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) は、mp -50℃、bp385℃、常温では無色～淡色の粘り性の液体で、特徴的な臭気を有する。プラスチックの可塑剤として、筆紙、床材、

クまたはカートリッジを通して規定の吸引量が得られる電動式吸引ポンプおよび規定の流量が計測できる流量計および積算流量計

②) ガスクロマトグラフ/質量分析計：選択イオン検出 (SIM) 法またはマスキロマトグラフィーができるもの

【試料の捕集】捕集剤用ホルダーに固相ディスクまたはカートリッジを装着後<sup>2)</sup>、ホルダー全体をアルミホイルで包み、金属製の密閉容器に入れて測定地点に運搬する。別に同様のホルダーを 2 個用意し、1 個は操作ブランク試験<sup>3)</sup>用として、試料採取が終了するまで試験室に保管する。また残りの 1 個はトラベルブランク試験<sup>11)</sup>用として、試料採取用ホルダーと同様に測定地点に運搬する。試料採取では、測定地点の地上 1.2～1.5m の位置にホルダーを設置し<sup>12)</sup> 吸引ポンプに接続する。吸引ポンプを起動させ、2～

(日本薬学会編衛生試験法・注解 2015：追補 2019 より抜粋)

## 1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	健康安全・危機管理対策総合研究事業
主管部局（課室）	厚生労働省健康局健康課地域保健室
関係部局	厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室、医薬・生活衛生局生活衛生課、水道課

## 2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額※（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 29 年度	277,387	24	21
平成 30 年度	279,402	34	23
令和元年度	319,427	30	25

## 3. 研究事業の目的

本事業は、健康安全・危機管理事象への対応を行うため、関係機関等との体制整備、対応力向上のための人材育成、エビデンスに基づいた効果的な課題対応に関する知見等の情報収集・分析および効果的な手法等の開発研究を行い、全国に普及可能な方法論等を明らかにすることを目的とする。

## 4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p><u>地域健康安全の基盤形成に関する研究分野</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災者の健康状況の把握と支援については、平成 23 年度からコホート研究を開始し、その結果を毎年省内関連部局や自治体に共有し、必要な支援に繋げてきた。令和元年度調査では、仮設住宅および災害公営住宅の居住者では、依然として健康状態や生活習慣、社会的支援に問題を抱える住民の割合が多いことなど、問題が残っていることが明らかになった。</li> <li>・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた熱中症診療ガイドライン改定に向けた研究（令和元年度）においては、熱中症の予防や診療の医学的な指針となるべく 2015 年に世界に先駆けて本邦で発刊された熱中症ガイドラインの改訂にむけ検討が行われた。</li> <li>・災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に関わる研修ガイドラインの作成と検証（平成 30 年度～令和元年度）においては、災害時において発災直後から復旧復興に至るまで、地域住民の健康回復に対して持</li> </ul>

統的に支援の役割を担う自治体の実務保健師の能力向上に関わる研修ガイドラインを作成するため、過去の災害対応事例から、実務保健師が担う役割やコンピテンシーの概念を整理するとともに保健師の応援派遣に関する課題、機能強化すべき事項の整理を行った。また、平成30年度に発生した豪雨水害及び地震災害の事例を対象に、保健師の応援派遣による支援及び受援の体制面及び人材育成面の課題及び機能強化すべき点を検討し、災害時の保健師応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイドとしてまとめ、災害時の保健活動推進マニュアルにも掲載されるとともに、全国会議において統括保健師に周知された。

・包括的支援体制構築に向けた市町村保健センターと他分野の連携に関する研究（平成30年度～令和元年度）では、保健センターを「機能」と想定し、その機能を発揮する一助として保健センターという「場」を通じた保健政策が提供されていることが示唆された。さらに、保健センターが、母子や高齢者領域を主として、内外で他分野と連携を行っていることが確認された。

#### 水安全対策研究分野

・化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための総合研究（令和元年度～継続中）については、有機フッ素化合物の毒性等に関する情報が整理された他、化学物質の検査方法を開発した。これらをもとに水道水の有機フッ素化合物の目標値を新たに設定するとともに、水道水の化学物質の検査方法（告示）を改正し、令和2年4月から施行した。

・人口減少社会における情報技術を活用した水質確保を含む管路網管理向上策に関する研究（平成29年度～令和元年度）については、国内水道事業者や関連技術を有する国内企業に対するヒアリング調査を実施し、水質管理の遠隔化・省力化につながる情報通信技術の実態を把握するとともに、送配水管における水質管理等の課題を抽出した。それらの結果に基づき、課題解決に向けた送配水管内の水質変動の要因及び変動の予測手法を検討するとともに、水質管理の向上に資する小型水質計を開発し情報提供を行った。

・水道事業の流域連携の推進に伴う水供給施設システムにおける生物障害対策の強化に関する研究（平成30年度～継続中）については、全国の水道水源で発生したカビ臭原因物質産生藍藻類のライブラリーの構築、また浄水場の対策として、活性炭処理における吸着阻害因子の解明を行い、その結果を関係水道事業体に対して情報提供を行った。

・小規模水供給システムの安定性及び安全性確保に関する統合的研究（平成29年度～令和元年度）については、小規模水供給システム及びそれらの維持管理の実態調査を行い、知見を整理すると共に、小型紫外線消毒装置等による浄水方法について実験的検討を実施し、それらの情報提供を行った。また、施設を支える

体制を指導する衛生部局担当者等に向け相談票や研修用ファイルをまとめ、情報提供を行った。

#### 生活環境安全対策研究分野

・建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究（平成29年度～令和元年度）については、建築物環境衛生管理基準項目に係る最新の知見の収集及び最新の温熱環境の評価方法の検証等、建築物環境衛生管理基準の検討に必要な基礎資料を得た。

#### 健康危機管理・テロリズム対策研究分野

・CBRNEテロリズム等の健康危機事態における対応能力の向上及び人材強化に関わる研究（令和元年度～継続中）においては、国内外の動向・対応事例の収集・分析を実施するとともに、CBRNE関係の専門家や救急災害医療従事者、行政関係者からなる国内外のネットワークを維持・強化した。また本ネットワークをテロリズム対策分野における人材育成に位置づけるため、育成のためのカリキュラム案を作成し、社会医学系専門医制度との連携を図った。

・大規模イベント時の健康危機管理対応に資する研究（令和元年度～継続中）においては、同年に実施された大阪サミット、ラグビーワールドカップ、即位の礼等の大規模イベントについて、その健康危機管理体制の総括を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国際シンポジウムを実施した。

・大規模災害時の保健医療活動に係る行政のモデル体制の構築と災害時の情報を活用した運用に関する研究（令和元年度～令和3年度）においては、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」との連携のもと、保健・医療・福祉領域における災害対応項目を横断的に捉え、各支援チームと密な連携を可能にする行政の標準的なモデル体制を各行政レベルに応じて作成するため、過去の災害対応からタイムラインに沿った対応シナリオを分析し、標準モデルを作成するとともに、得られた項目を資源等の横断的な軸に沿って多元的に分析し、全体像が捉えにくい保健医療福祉の災害対応活動の全体像を明確化した。

・災害発生時の分野横断的かつ長期的なマネジメント体制構築に資する研究（令和元年度～令和3年度）においては、都道府県保健医療調整本部の設置と機能、組織体制の現状について把握するとともに、海外における体制の検討、福祉分野やNPO等との連携についてのベストプラクティスを収集し、標準モデルの検討のための基礎データの創出を行った。また、同年に発生した風水害について実災害の詳細な調査を実施した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (2019 年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	8	0	10	3	0	0	0	1

## 5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康危機管理の根拠となる知見は、医学をはじめとする学際的な学問分野により得られ、その体制・仕組みは法制度・社会状況等を踏まえた実践により構築されるものである。災害対策・テロリズム対策については、今後、地方自治体や他省庁との連携を更に充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠なものである。
効率性 の観点 から	本研究事業は、健康危機管理の研究・教育の拠点でもある国立保健医療科学院が資金を拠出する機関として研究費配分機能を担うことで、健康危機管理に関する実状把握、研究管理、教育・人材育成が一元的になされるよう配慮している。
有効性 の観点 から	本研究事業における研究の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所・地方衛生研究所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイドライン」、「基準値・検査方法」等の形でその成果が得られている。更なる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たすと評価している。

## 6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>健康危機管理事案の発生に際しては、地方自治体、他省庁、保健所等の行政機関の機能強化が喫緊の課題である。また関係する職能団体や業界団体、さらには地域住民と協働できる体制をいち早く確保することが重要である。本事業は多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携及び地域住民との協働のあり方について、健康危機事案発生を想定した平時からの対応を検討するとともに、健康危機の発生防止、発生に備えた準備、発生時の対応のそれぞれの段階についての研究が実施されてきた。今後は平時と健康危機管理時両面における行政機関の機能強化に関する研究が重要と考えられる。</p> <p>以下に各分野の課題と今後の研究の方向性について述べる。</p>
---

地域保健基盤形成に関する研究分野では、近年、国民の生活スタイルの変化、健康課題の変化、大規模な自然災害、食中毒事案の広域化、薬剤耐性菌の増加など、地域保健を取り巻く状況が大きく変化しており、地域保健行政は多様な役割が求められるようになってきている。新型コロナウイルス感染症の流行に代表されるように多様化する健康危機事象に対し、地域において適切かつ迅速な対応が可能となるよう、平時の地域保健に関する研究とともに、有事初期から有事発生後まで状況に応じた柔軟な地域保健システム及び安全管理体制の構築を目指した研究を推進すべきである。

水安全対策分野では、水道水源への汚染物質の流入や気候変動に伴う原水水質の変動、水道施設の老朽化、水道事業に従事する職員数の減少、人口減少による給水収益の減少といった多岐にわたる課題に直面しており、これらに対応するため、安全・安心な水の要件である水道水質基準等を定期的に見直すための研究をはじめ、気候変動等に対しても清浄な水を安定的に供給していくための水安全対策の強化のための研究、給水収益の減少等に対応し持続的な水道事業を実現するための技術的方策に関する研究を推進すべきである。

生活環境安全対策分野では、生活環境の適切な保持のため、公衆浴場のレジオネラ症対策に関する研究やクリーニング業法で定められる消毒が必要な指定洗濯物（タオル、パンツ等）の範囲及びその消毒方法の検証研究などの生活衛生関係営業の質の向上に資する研究、新型コロナウイルス感染症の発生を契機とした、建築物内部の清掃手法等についての検証等を推進すべきである。

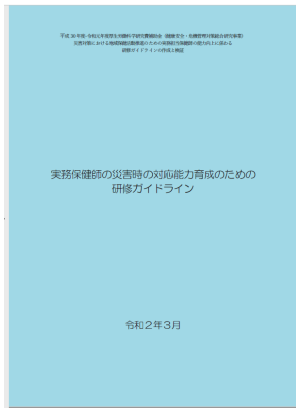
健康危機管理・テロリズム対策分野では、人材育成体制の整備のため、既存のネットワークや開発したカリキュラム案等と実際に活用できる教育プログラム等との連携を強化することが重要である。大規模イベント対策については新型コロナウイルス感染症の影響下において実施されるオリンピック・パラリンピックは過去類を見ないものであり、その知見を集約し、世界に向けて経験を発信することが重要である。また、平成30年に実施された世界保健機関による国際保健規則に関する合同外部評価において、デュアルユース性が懸念される病原体研究に関する監督体制の確立やオールハザード・アプローチに基づく公衆衛生上のリスクプロファイルの分析の必要性等が指摘されており、外部評価で指摘されたこうした課題への対応が必要である。健康危機管理領域は、新型コロナウイルス感染症への対応を経て、重要性が増しており、オールハザード・アプローチによる健康危機管理能力の強化に向けた研究を推進すべきである。

自然災害領域においては、保健医療調整本部の標準化に関する研究を継続するとともに、SIP防災と連携した、迅速で意思決定に役立つ効率的でリアルタイムの情報集約体制の整備、全体像が把握しづらい在宅避難者のニーズ把握に関する研究を推進すべきである。



<参考> 令和元年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証（平成30年度～令和元年度）



災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証（平成30年度～令和元年度）



化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための総合研究（令和元年度）

大規模イベント時の健康危機管理対応に資する研究（令和元年度）

水質基準に関する省令の一部改正等について（令和2年3月30日付け通知）

